

松本市子どもの権利擁護委員
松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和4(2022)年度 活動報告書



松本市子どもの権利擁護委員

松本市では、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」を施行しました。そして、すべての子どもにやさしいまちづくりを目指しています。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

【松本市子どもの権利に関する条例 前文から】

はじめに

松本市では、平成25（2013）年4月に施行した「松本市子どもの権利に関する条例」に基づいて、同年7月に、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」を開設しました。相談室では、子どもにとっての最善の利益は何かを第一に考え、子どもの気持ちに寄り添った支援をしています。

各関係機関の皆さまにおかれましては、子どもの権利に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ここに令和4（2022）年度の活動報告をいたします。

令和4年度の相談件数は、実件数143件、延件数268件でした。コロナ禍も3年目となった令和4年度も、児童センターなどへの出張相談が制限され、こちらから子どもたちのもとへ出向いて話を聴く機会がとて少なくなりました。子どもたちの気持ちが内向きにならず、感情を放出できる機会や場所の大切さを改めて感じています。

相談内容としては、心身の悩み、交友関係、いじめの割合が令和2年度から徐々に増加しています。心のもやもやに十分耳を傾け、直面している問題の解決だけでなく、相談することで心が安らいたり、自分の力で一歩でも半歩でも前に進もうとする気持ちを持てるような支援を心がけていきたいと思えます。

また、今年度から始動した「こども家庭庁」では、子どもの声を聴くことを重要視しています。どのようにすれば日頃声をあげにくい子どもたちの声を聴きとることができるのか、そしてどうしたら普段いる場所を子どもたちが伸び伸びと自分の気持ちを話せる場所にできるのか、まだまだ課題はたくさんあります。

そういう場所の一つとして、「こころの鈴」の果たす役割はますます大きくなると思えます。

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」が子どもたちや保護者のみなさんから信頼され、安心して相談のできる場所となりますよう努めてまいります。

松本市子どもの権利擁護委員

北川和彦

平林優子

石曾根正勇

も く じ

はじめに

松本市子どもの権利擁護委員からのメッセージ.....	1
松本市子どもの権利擁護制度について.....	7
相談状況・調整活動について.....	1 1
統計資料：令和2年度、令和3年度、令和4年度 相談実績（実件数・延件数）	
申立て・自己発意について.....	3 0
広報・啓発活動.....	3 1
参考資料：携帯カード、ポスター、依頼文 こころの鈴通信 第26～29号	
研修・会議.....	4 3
参考資料.....	4 5
松本市子どもの権利に関する条例	
松本市子どもの権利に関する条例施行規則	
令和4年度 名簿 / 事務局	

『松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」令和4（2022）年度活動報告書』は、松本市公式ホームページでもご覧いただけます。

図表で用いているデータは、四捨五入を行っている場合、合計の数値とその内訳とが一致しないことがあります。（構成比についても同様）

[ホームページQRコード]



子どもの権利擁護委員からメッセージ

『スポーツにおける暴力的指導について』

子どもの権利擁護委員 北川 和彦

- 1 長野県子ども支援委員会に2件の人権救済申立事件が係属していたが、令和5年3月13日にいずれも勧告が出された。平成27年4月の制度発足以来、初めての勧告である。

このうち1件は体罰のケースである。

令和3年に高校3年生が申立てたもので、中学校在籍当時の運動部の顧問による体罰や差別待遇を人権侵害として、顧問の反省、申立人への支援、中学校等への再発防止措置等を求めたものである。

子ども支援委員会は、中学校は遅くとも平成30年5月の時点で体罰と疑われる事案があったことを把握していたが、体罰行為が過小に評価され適切な調査がなされなかった。顧問の懲戒処分には、教諭の主張に沿ったかたちで加害の事実が認定され、学校関係者らの間に強制等を含む指導もやむを得ないとの認識が根強く残っていることが危惧され、部活動の意義を根底から見直す必要があるとした。

その上で、県教育委員会に対し、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)」(24文科初第1269号文部科学省初等中等教育局長他)に従い、再度評価認定をし、かつ当該生徒の意向を踏まえたケアを実施すること。研修や再発防止策の策定等の措置をとることを求めている。

- 2 このケースは申立てまでの間に時間がかかり、体罰は中学1年時からであるのに高校3年時になって申立てに至っている。この間申立人は関係者に様々な働きかけをしてきたが奏功せず、関係者の対応の不適切さが際立っているように感じる。

松本市子どもの権利擁護委員では、平成30年12月学校外のスポーツや塾、音楽教室などの文化活動について市内の小学校4年以上の小中学生約1万2700人にアンケートをとったところ、364人が指導者から、からかい、おどし、たたかれるなどいやな思いをし、その思いが現在も継続していることが明らかになり、指導者に指導の在り方を振り返ってもらう機会としたことがある¹⁾。

しかし昨年だけでも、5月に千葉県で、9月に兵庫県で、10月に和歌山県で、今年2月には山梨県で、いずれもスポーツ部顧問や監督等による体罰の発生が、12月には当県内の女子バレーボール部長による前髪を切る不適切指導の発生が報道されており、未だに暴力が多発している。

- 3 令和5年6月、日本スポーツ少年団の本部長に益子直美さんが就任した²⁾。

益子さんは、元バレーボール日本代表で、平成27年から「監督が選手を怒ってはいけない」とい

う特別ルールを設けたバレーボール大会を立ち上げ、全国で展開している方である。

自身が、中学で怒られすぎて自信が持てず「はい」と「いいえ」しか言えず感情を封印することだけを覚えたが、社会人になると自主性が尊重され、楽しんでやりなさいと言われ戸惑った。自身も大学の監督を務めたころ、指導法に行き詰まり選手を怒った経験もあるとのことである³⁾。

実際の大会をテレビで見たことがあるが、指導者は丁寧に言葉で指導し、わきあいあいとした大会が行われていた。益子さんによると、指導者の意識の変化を実感しているとのことである。

信濃毎日新聞の平成31年の記事には、さらに日本バスケットボール協会（JBA）が指導者による試合中の暴言・暴力をテクニカルファールとして取り締まる方針を打ち出したとあった。テクニカルファール2回で退場となる重い処分であるが、小中学生からBリーグまで全ての国内大会でこのルールを適用するとのことである。

指導者は自ら受けた指導法を繰り返す傾向があり、保護者の中にも強い指導を希望する方もおられる。スポーツの指導における暴力排除は難しいと思うが、時間をかけて意識を変えてほしい。

松本市の上記アンケートで驚かされたことは、子ども達は、一度受けた暴力による不愉快な感情をいつまでも持ち続けていることであった。上記の県子ども支援委員会の体罰のケースでも支援委員会は申立人のPTSDの罹患を認定している。

指導者はどうか想像力を働かせて、自身の指導が子どもにどう影響しているか振り返ってほしい。

教育委員会やスポーツ団体は、指導者個々人の問題にせず、暴力によらない指導方法の検討、周知、研修を実施していただきたいと思う。

益さんは、少年団から暴言・暴力をなくし、子どもたちが楽しくスポーツができる環境を作りたいとのことである。

日本スポーツ少年団の競技種目は60種類以上で、団員数は55万人の団体である。

全てのスポーツにおいて、大会だけでなく練習も含め、指導者による暴力がなくなることを大いに期待したいと思う。

- 1) 松本市子どもの権利擁護委員「学校外のスポーツ・文化活動についてのアンケート調査結果報告書」 9392.pdf(city.matsumoto.nagano.jp)
- 2) 信濃毎日新聞 令和5年5月12日付記事
- 3) 同 平成31年4月19日付記事

『子どもの意見表明とその尊重のために』

ー大人が子どもを理解し、説明できる力を持つことー』

子どもの権利擁護委員 平林 優子

2023 年は子ども家庭庁が発足し、子ども基本法が施行されて、子どもの権利擁護が法律の目的に記載されました。子どもの権利が広く強く認識されるようになる記念すべき年であると言えます。そして、これまでの政策ではあまり強調されてこなかった、子どもの参加、子どもの意見表明について、2022 年は(この報告書は2022年度なので)各事業や自治体等でも様々な動きがあったものと思います。子どもを主体として、子どもの声や考えを聴く動きは本当に重要なことだと思います。これまでたびたび書いてきたことですが、子どもの権利条約の中で、私は「子どもの参加(意見表明)」について私たち大人は大切に思い、かつよくよく丁寧に考えなくてはならないと(日々反省をおおいに込めて)思っています。大人は子どもの気持ちを分かっている、話を聞いている(つもりになっている)子どもが言いたいことを言える場をつくってあげていると考えても、本当に聞いているのか?と注意深くしていなければと思うのです。様々な課題は、子どもが表現できなかった・言えなかったことから、また言えない子どもから、その結果として、あまり好ましくない現象として現れるからです。松本市こどもの権利擁護の相談機関「こころの鈴」でも、親御さんの理解も、教師の理解も、私たち自身の解釈も本当にそうなのか?と問い、子どもの思い、考えに近づくことが必要だと思っています。

こども施策には6つの基本理念がありますが、正式な文章は確認していただくとして、子ども家庭庁が作成した子ども向けのパンフレットの文章の方が私たちにもスッと入ってきます。子ども自身が子どもの権利やこの法律を知っていることがとても大切だと思います。

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達¹の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達¹の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様に環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

アンダーラインは筆者です。子ども参加や意見表明の権利が示されていますが、私は、丁寧に考えてみ

ると、ちょっと足してほしいなと思うことがあります。それは、子どもが自分に関係することについて「(年齢や発達に応じて)きちんと子どもなりの理解ができるように、知ることができる、あるいはきちんと説明される」ことです。

私は医療職を育成する立場にありますが、子どものケアに関わる様々な職種が子どもを尊重して医療をしようとする際には、「こども主体・子どもの意思決定支援」を共通して目指します。この基本的な姿勢をもって子どもに関わっていくと、幼児であっても大人が思っている以上にものごとを理解し、自分で決められ、様々な対処や準備を行う力をもっていることを実感します。そのためには、まずは、子ども自身が自分に行われることをちゃんと知ることが必要です。

医療の中でよく使用される「インフォームド・コンセント」は「説明と同意」と訳されますが、普通に説明を聞いて理解し自分のことを決定し、決定に責任を持つ大人とは異なり、子どもには子ども用の説明や、理解や準備に即した関わりが必要です。その上で、“やらなければならないなら仕方ないか”とか、“大事なことらしいからがまんしよう”とか、“どうすればよいかわかったから頑張れるぞ!”と、子ども主体の子どもなりの参加の仕方を決めていくのです。

「プレパレーション(心理的準備)」は子どもが検査や治療に向かうときに行う働きかけに使います。子どもにはこれから行われることや説明しますが、子どもへの説明なので、様々な工夫をします。絵本や写真や映像をみたり、人形を使ってみたり、手術に行く子どもたちは、マスクを当てて呼吸の練習をしたり、心電図のシールを貼ったり、時には手術室を見学したり、検査室で検査台に乗ってみたり……。経験や年齢に合わせて、子どもたち自身が体験することを理解できるように、そしてできるだけ、そんなときどんな風に思うのかなとか、どんな感触なのかなとわかるようにします。そしてどのくらい頑張れば終わるのかなとか、その時に自分がどうしていたらいいのだろうか、どう助けてもらえるかなども教えてもらいます。どうしてその治療や検査などを受けなければならないのか理解し、心の準備をし、対処できる準備をして、応援をもらって治療や検査に臨みます。そうした体験は、子どもが主体のことなので、成功すると自己効力感が高まりますし、結果として泣いてしまっても、そのできごとにちゃんと向き合った経験になります(周囲はおおいにチャレンジを誉めたたえます)。

子どもは自分に起こっていることを知り、なぜなのかわかり、大人の考えをちゃんと知ることができれば、自分なりの考えを持ちますし、気持ちを表出できます。知ることができるから自分ごととして考えるのだと思います。きまりだからとか、大人同士で解決するからいいのだとか、大人がちゃんと調べたから客観的に状況が把握されているとか思わずに、まずは大人が子どもからちゃんと聴ける力、子どもに説明できる力を持たなければならないと思います。子どもと情報を分け合い一緒に考える力を持たなければならないと思います。何度も言いますが、私自身の反省をこめてです。

子ども施策の6つの理念が、子ども参加のもとに行われることを願い、また子どもに関わるそれぞれが、子どもの本来の意見表明や意見の尊重ができるように、大人もまた成長しなければと毎年思う次第です。

『スマホやネットと上手につき合う方法を 大人も一緒になって考える』

子どもの権利擁護委員 石曾根 正勇

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類から5類へ移行され、今まで自粛していた活動が徐々に再開されるようになりました。コロナ禍の3年間で、私たちの生活は大きく変わりました。小・中学校でも、タブレットを使っての学習が当たり前のように行われ、家庭でも、スマホやネットで過ごす時間がコロナ禍前より多くなり、仮想空間で楽しむゲームもあり、今や、ネットやスマホ抜きの生活は考えられないようになってきています。

こころの鈴にも、ネット利用に関わる相談が少なくありません。スマホやネット利用の時間が多くなると、大人は「生活リズムが乱れる」「勉強がおろそかになる」「依存症になったらどうしよう」「危険なサイトに入ったらどうしよう」……など、心配はつきません。ネット依存（ゲーム障害）の治療プログラムもあるようですが、やり過ぎてはいけないということはわかっているながらも、つい手が伸びてしまいやり始めると時間を忘れてしまうのが実情です。スマホやゲームをやる時間を決めても、実際に守ることはなかなか難しく、「分かっているができないのは、自分の意志が弱いからだ」と自分を責めたり、父母と言い合いになってしまったりすることも少なくありません。

以前TVで、スマホと脳の発達について科学的に調査した番組があり、衝撃的な内容だったので心に残っていました。この文を書くにあたり改めて調べてみました。

東北大学加齢医学研究所の川島隆太所長によると、脳科学の最新研究から、ネットの利用時間が増えることで、子どもの脳の発達に抑制がかかることが明らかになってきたそうです。

実験は、8歳から14歳の子ども200人余りを対象に、インターネット利用が脳の成長に与える影響を、脳の体積の変化に注目して追跡調査が行われたそうです（脳の体積が増えるということは、脳の神経細胞と神経細胞をつなぐネットワークの複雑さが増し、脳が成長したことを意味するとのこと）。脳の認知機能を担う「灰白質」と情報処理能力に関わる「白質」の体積の、3年間の増加量を調べたところ、インターネットの利用頻度が高い子どもほど、灰白質も白質も増加量が少なく、特に思考や記憶、コミュニケーションに大事なはたらきを持つ、前頭葉の「前頭前野」での成長の差が大きいことが明らかになったそうです。前頭前野は、生涯に2回（0歳から5歳の間、思春期）の急成長の時期があり、この調査で、前頭前野の体積が増えなかったということは、脳のつながりが弱いまま3年間が過ぎてしまったということ。思春期に爆発的に発達するはずの前頭前野の発達が止まってしまうということは非常に深刻なことだといえます。

さらに、なぜこんなに差が大きいのかを調べるために、前頭前野の血流から脳の活動度を調べる実験もしたそうです。まず、実験の参加者に「僥倖（ぎょうこう）」「憐憫（れんびん）」といった難しい単語

10個の意味を、スマートフォンで調べてもらい、次に、紙の辞書で先ほどとは別の10個の単語の意味を調べてもらいます。その結果、スマホを使った時よりも、紙の辞書を使った時の方が右脳でも左脳でも脳活動が高くなっていることが分かったそうです。

人間の脳は、実際の場面でリアルに行動しないと働かないようで、特に前頭前野はそういう性質を持っているんだという風に考えられる、とのことでした。

引用が長くなりましたが、要するに、生涯で脳の前頭前野が爆発的に成長する時期は、0～5歳の間と思春期の2回あり、その時期にネット使用の頻度が多くなると、前頭前野（特に、思考や記憶、コミュニケーションに大事な働きを持つ部分）の発達が抑制されてしまうということです。

また、脳（特に前頭前野）は、ネットを使うのではなく、辞書を使って調べるなどの「リアルな体験」でないと、活動しないということです。

この調査結果は、とてもショッキングなことでした。以前から、「ゲームのやりすぎは脳によくない」とか「テレビを観たりゲームをしたりしている時は、脳の前頭前野は活動していない」ということはいわれていましたが、「脳を休めるためにやるのならいいんじゃないか」と聞き流していました。でも、脳の発達に抑制がかかるとなれば話は別です。

今の子ども達は、小学校入学前にすでにスマホの操作はお手の物で、学校ではタブレットを使ってデジタル教科書などで学習をし、家に帰ってきてからはスマホやパソコンでSNSやゲームなどをし、……というように進んでいくのは間違いありません。川島所長の調査の通りだとすると、前頭前野の成長が不十分なまま大人になり、体は大人でも思考や記憶、コミュニケーションの機能は思春期以前と大して変わらず、未熟な思考力でコミュニケーション能力も十分でない大人が大勢いる社会になってしまうのではないかと心配です。

解決策は、ネットやスマホの使用をやめることで、ビル・ゲイツ（マイクロソフトの共同創業者）が、自分の子どもに14歳になるまでスマホを持たせなかったことや、スティーブ・ジョブズ（アップルの共同創業者）が、iPadはおろかすべてのデジタル機器について、わが子のスクリーンタイム（視聴時間）を厳しく制限していたという話は有名です。でも、私たちにはそんなことはできません。

近年、スマホやネットの使用と脳の働きについての研究・調査が、様々な角度から行われてきています。大人はとかく「いけないと分かっているけどできないのは、やる気がないからだ」などと、子どもに一方的に注意しがちですが、大人もスマホがないと生活できなくなりつつあります。そう考えると、子どもだけの問題ではありません。スマホやネットとの上手なつきあい方について、脳科学の研究に基づいた知見もふまえながら、大人も子どもも一緒に考えるなかで、最終的には子ども自身が判断して決めていくことが大事なことだと思います。

私たち「こころの鈴」も、よせられる相談について、子ども自身がどう思っているかをもとにしながら、子ども自身が主体的に成長するためにどうしたらよいかを、一緒に考えていきたいと思っています。

松本市子どもの権利擁護制度について

1 設立の経緯

松本市では、平成21年から子どもの権利に関する条例の制定について検討を重ね、平成25年4月に「松本市子どもの権利に関する条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

条例の目的は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることです(条例第1条)。

松本市に在住、在学、活動するすべての子どもたちは、差別や虐待、いじめやその他の権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができると約束されており、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支援するために、松本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を設置しました(条例第15条、第16条)。

そして、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子どもの権利相談室「こころの鈴」を設置し(条例施行規則第12条)、多くの子どもたちや保護者、子どもに関係する方々などの相談を受け付けています。

擁護委員と子どもの権利相談室「こころの鈴」は、両輪となって子どもの権利を擁護するとともに、権利を侵害された子どもを速やかに救済し、子どもの最善の利益を保証するために活動をしています。

- 平成25年4月1日 松本市子どもの権利に関する条例 施行
- 平成25年7月17日 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」開設。相談を開始

2 松本市子どもの権利擁護委員について

職務(条例第17条)

ア 子ども権利侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

イ 子ども権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

ウ 勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

公表(条例第18条)

擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

尊重(条例第19条)

市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

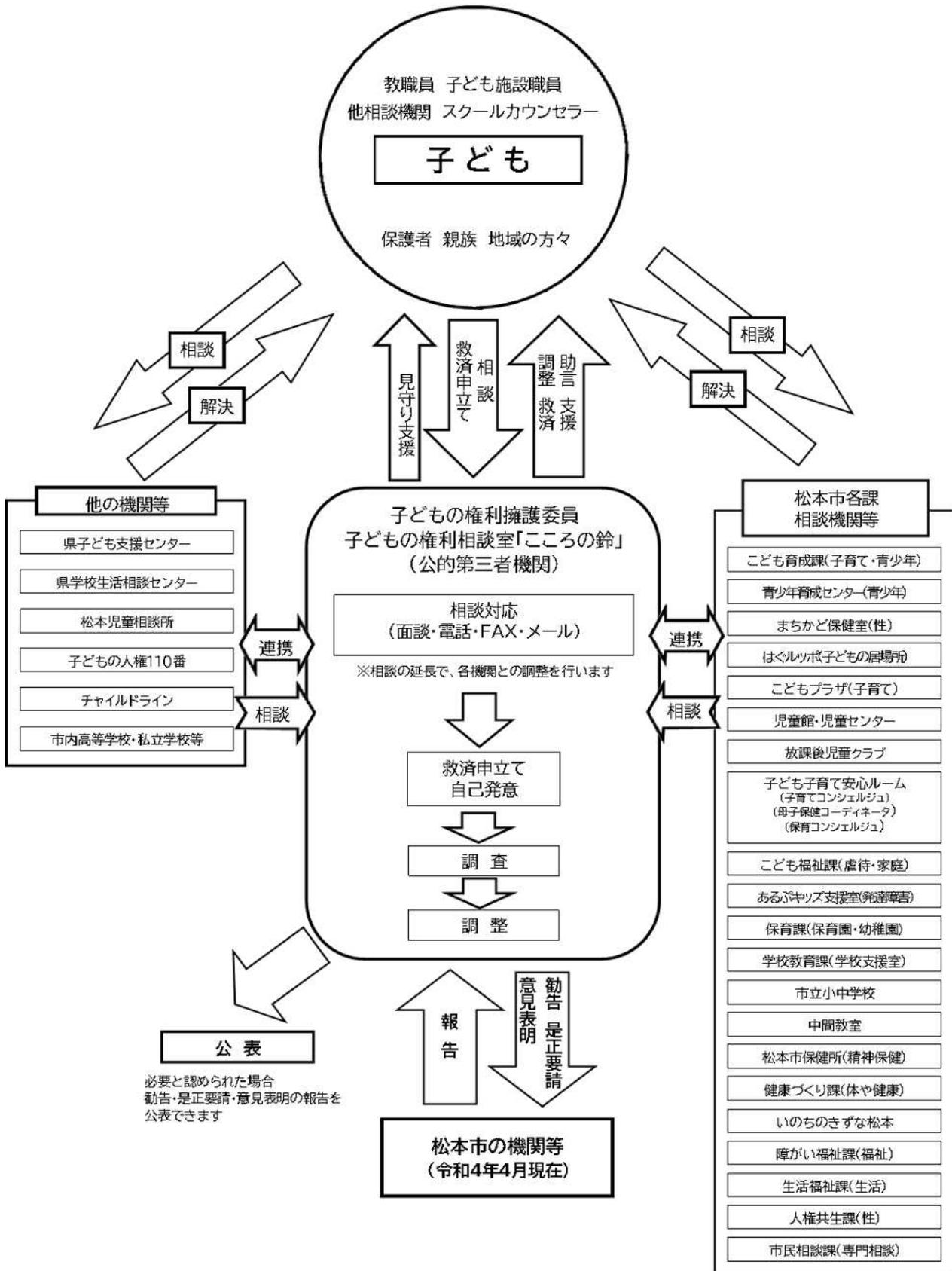
勧告などの尊重(条例第20条)

勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

3 運営体制

区分	詳細
開設日	平成25年7月17日
場 所	〒390-0874 松本市大手3丁目8番13号 松本市役所大手事務所2階
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの権利擁護委員 3名 子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。任期は2年ですが再任を妨げるものではありません。 ● 室長（調査相談員兼務） 1名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 子どもの権利侵害に関わる相談や救済をより実効的に行うため、専門知識を有し、相談室の管理、運営、広報事業等を行います。 ● 調査相談員 3名 地方公務員法に規定する会計年度任用職員 擁護委員の職務を補佐するため置かれ、相談や申立ての受付業務を行います。
相談・救済の基本姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども本人又は子どもにかかわる関係者から相談を受け付け、助言（情報提供、他機関紹介等）支援（問題解決）関係者間の調整を行います。 ● 子どもの権利侵害に関する相談以外にも、心身のことや交友関係等、子どもが抱える悩みを広く受け付けます。 ● 大人からの相談であっても、子ども本人の意思を確認することを大切にし、子どもにとっての最善の解決を目指します。 ● 子どもの権利侵害について、文書や口頭により相談や救済の申立てを受け付けます。 ● 申立てがない場合でも、子どもの権利擁護委員の判断で、救済と権利の回復のために必要があると認めるときは、事実の調査、関係者間の調整を行います。
対象者	松本市内に在住し、又は在学し、又は活動をしている18歳未満の子ども 18歳、19歳の人でも、通学・通所等している場合は対象になります。
相談者	子ども本人や、子どもにかかわる関係者（保護者、親族、教職員、施設職員、地域の方等）から受け付けます。
相談時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 月曜日～木曜日・土曜日 午後1時～6時 ● 金曜日 午後1時～8時
相談方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 面 談 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」で相談 相談者の希望により、地域や学校等で面接相談をします。 ● 電 話 0120-200-195（フリーダイヤル） ● F A X 0263-34-3183 ● メール kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

4 相談・救済の流れ





松本市役所大手事務所
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口



松本市役所大手事務所 2階
松本市子どもの権利相談室
「こころの鈴」入口

相談状況・調整活動について

平成30年度から令和4年度までに、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」に寄せられた相談は次のとおりです。

1 年間相談件数

令和4年度の相談受付は、実件数^{*1}143件、延件数^{*2}268件でした（表1・図1）。

令和4年度は前年度に比べて、実件数が12件、延件数が59件減りました。

これは、児童センター等への出前相談が予定どおりに実施できなかったことも大きな要因です（p.31表11参照）。

年度	相談件数			
	実件数			延件数
	新規	昨年度継続	計	
平成30(2018)	143	18	161	695
令和元(2019)	154	22	176	473
令和2(2020)	190	15	205	408
令和3(2021)	125	30	155	327
令和4(2022)	128	15	143	268

表1:平成30～令和4年度 年度別相談件数

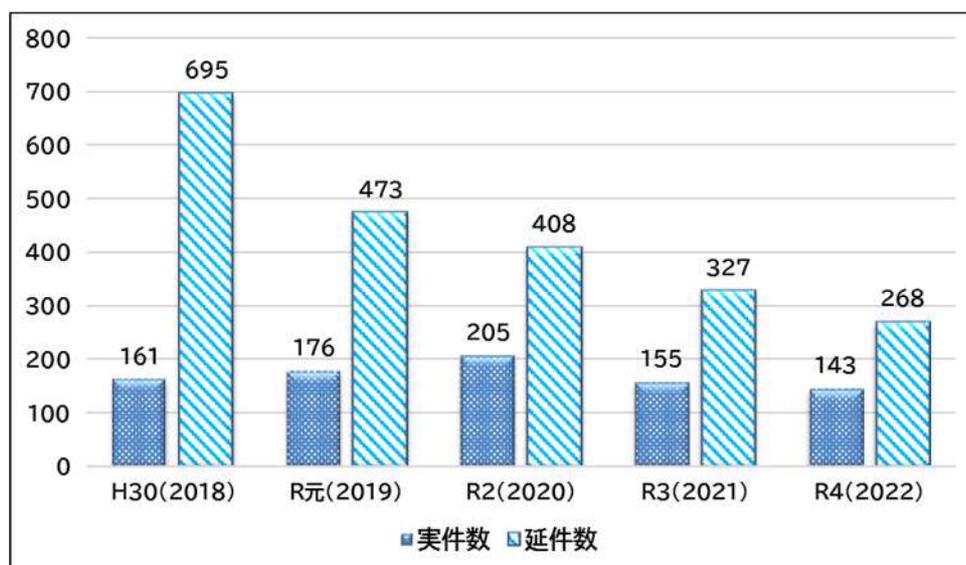


図1:平成30～令和4年度 年度別相談件数

* 1 実件数... 1案件についての初回から終結までの相談を1件とします。継続する案件でも、新年度には新たに数え直します。

* 2 延件数...相談を受けた総数です。たとえば、1案件で4回の相談を受けた場合は延4件と数えます。

2 月別相談件数

令和4年度の相談件数は、実件数は5月、8月、1月の「こころの鈴通信」を発行した月に前年度を上回りました。延件数は、5月、6月と1月～3月に増えています。(図2)

令和3年度・4年度とも児童センター等へ出向いての相談が新型コロナウイルス感染予防のため予定どおりにできませんでした。(p.31表11参照)

令和5年度は計画的な訪問を実施して、子どもたちの声を聴いていきたいと思ひます。

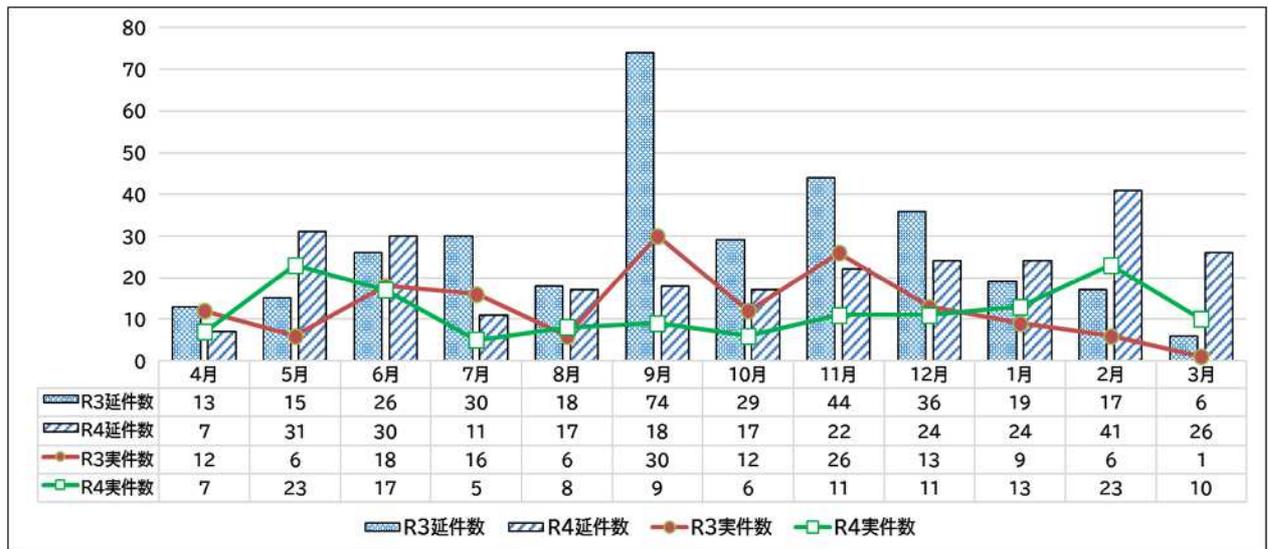


図2: 令和3年度・令和4年度 月別相談件数(実件数・延件数)

参考 令和3年度・令和4年度松本市学校別等児童生徒数

年度	幼児(5歳以下)	小学生	中学生	高校生	合計
令和3年度	11,025	12,790	7,316	9,776	40,907
令和4年度	10,594	12,579	7,315	9,969	40,457

幼児(5歳以下)は松本市公式ホームページ「令和4年年齢別男女別人口」(令和4年4月1日現在)から

小中高校児童生徒数は令和4年度長野県教育要覧(令和4年5月1日現在)から

3 相談者

(1) 初回相談者数

令和4年度の相談案件数143件に対する初回相談者数^{*3}は155人で、令和3年度の178人に比べて23人減少しています(表2・図3)。

小学生の初回相談人数がおよそ3割減り、高校生の人数がおよそ2倍になっています。小学生は、児童館・児童センターへの出前相談の減少が関わっていると思われます。

また、高校生からの相談が増えたのは、人権学習に合わせてこころの鈴職員が高等学校へ出向き、直接あるいは校内放送で語りかけを行ったことで認知度が上がったのではないかと思います。(p.32表12参照)

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和3年度	0	57	17	11	10	68	2	10	3	178
令和4年度	0	41	13	23	6	57	0	8	7	155

表2:令和3年度・令和4年度 初回相談者数(人)

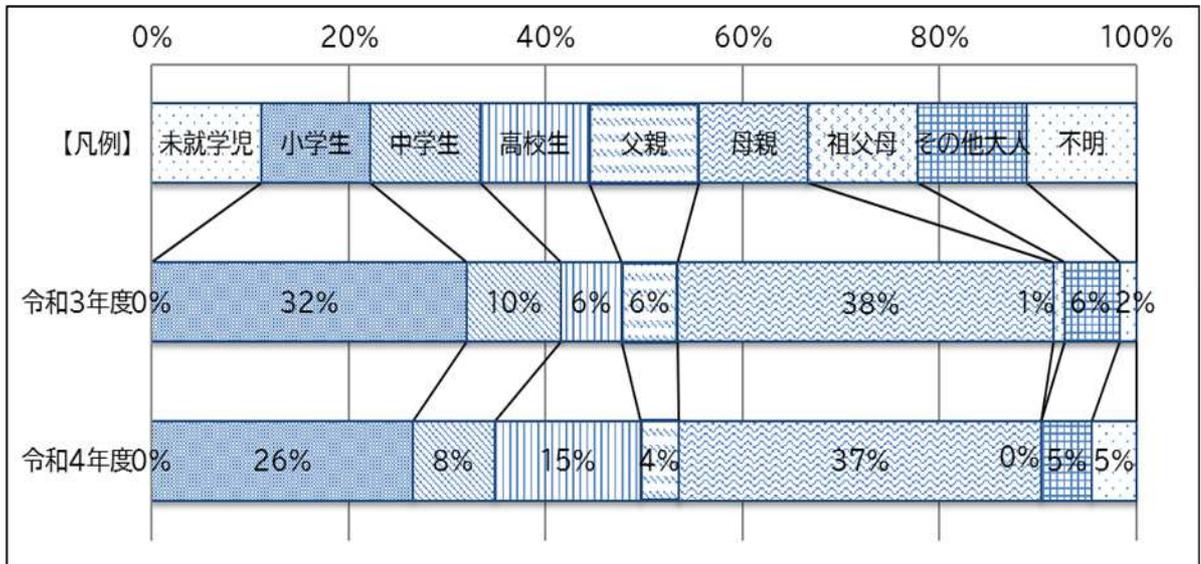


図3:令和3年度・令和4年度 初回相談者の割合

*3 初回相談者数... 初めて相談をした人数です。相談案件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

(2) 延相談者数

令和4年度延相談件数268件に対して延相談者数^{*4}は300人でした。令和3年度に比べ延相談者数は70人減りました(表3・図4)。

また、小中学生・高校生を合わせた子どもからの相談が延149人で全体のおよそ50%で、令和3年度の51%と割合はほぼ同じでした。

大人は延136人で、父親は8人、母親は21人減少しました。その他(その他家族や学校関係者など)も10人減少しました。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	父親	母親	祖父母	その他大人	不明	計
令和3年度	0	81	85	24	21	137	2	15	5	370
令和4年度	2	79	36	34	13	116	0	7	13	300

表3:令和3年度・令和4年度 延相談者数(人)

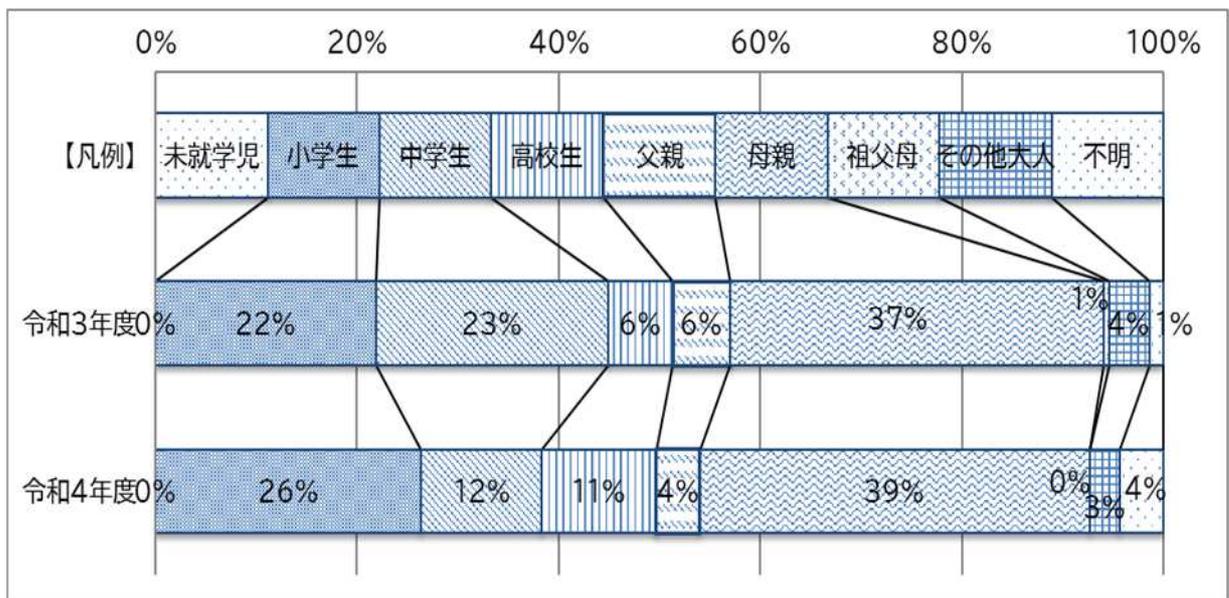


図4:令和3年度・令和4年度 延相談者の割合

* 4 相談者数... 実際に相談をした人数です。相談延件数との違いは、1件の相談に複数人で相談することがあるためです。

4 相談対象者

(1) 初回相談対象者

令和4年度の相談実件数143件に対する初回相談対象者^{*5}は、小学生が71人で一番多く、続いて高校生34人、中学生27人となっています。未就学児は4人です。

(表4・図5)

令和4年度は小学生が24人減り、高校生が12人増えています。

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和3年度	3	95	29	22	2	4	155
令和4年度	4	71	27	34	0	7	143

表4: 令和3年度・令和4年度 初回相談対象者(人)

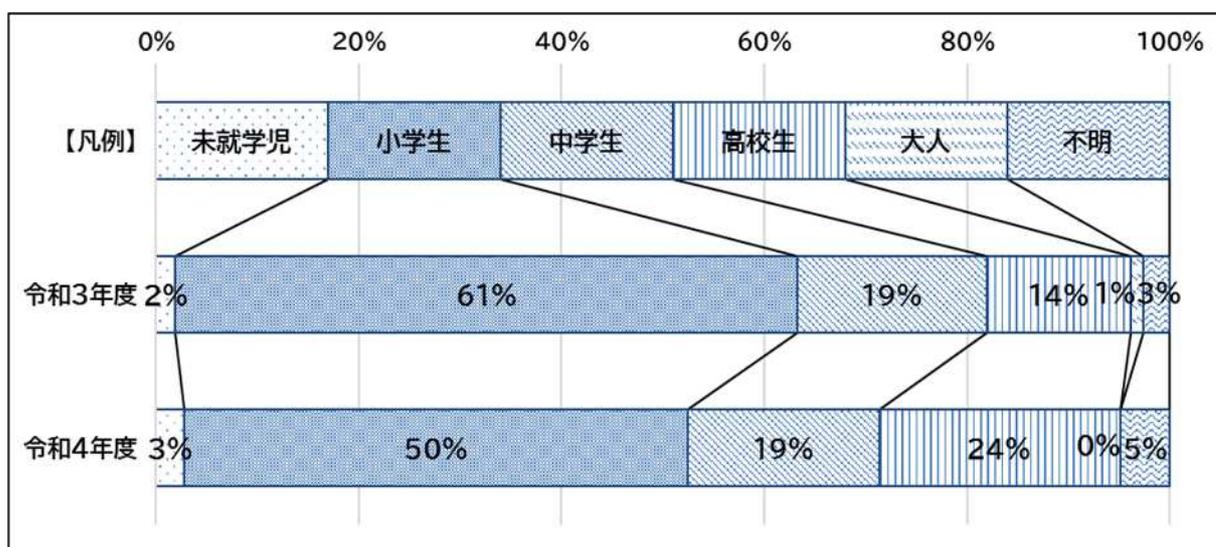


図5: 令和3年度・令和4年度 初回相談対象者の割合

*5 相談対象者 ... 子どもは概ね本人が相談対象者です。

(2) 延相談対象者

令和4年度の相談延件数(268件)に対する相談対象者^{*6}は、小学生が142人で一番多く、続いて中学生58人、高校生49人となっています(表5・図6)。未就学児は6人で、未就学の子どもの保護者等への周知が課題です。

令和3年度と比較すると、小学生が9人減、中学生が56人減、高校生が3人増となっています。高校生については、高校へ赴き直接あるいは校内放送でこころの鈴職員が語りかけ相談を促したことが、相談の増加につながったものと思われます。(p.32表12参照)

年度	未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	不明	計
令和3年度	8	151	114	46	2	6	327
令和4年度	6	142	58	49	0	13	268

表5:令和3年度・令和4年度 延相談対象者(人)

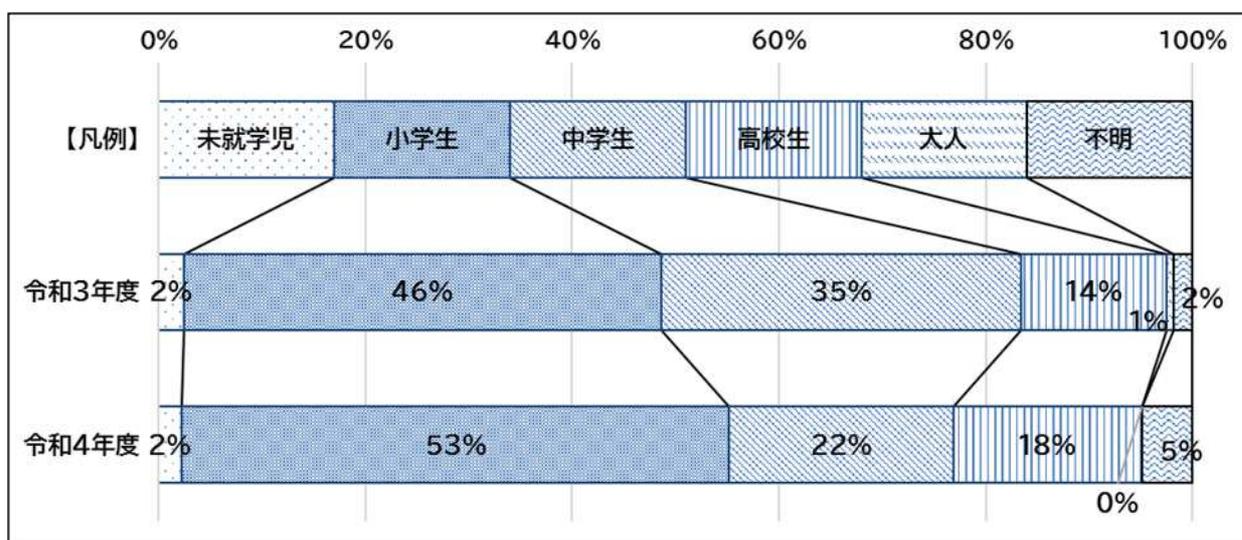


図6:令和3年度・令和4年度 延相談対象者の割合

* 6 相談対象者 ... 子どもは概ね本人が相談対象です。

5 相談内容

(1) 初回相談内容

相談実件数143件に対して、心身の悩みが41件(29%)一番多く、続いて交友関係26件(18%)、不登校16件(11%)となっています(図7)。

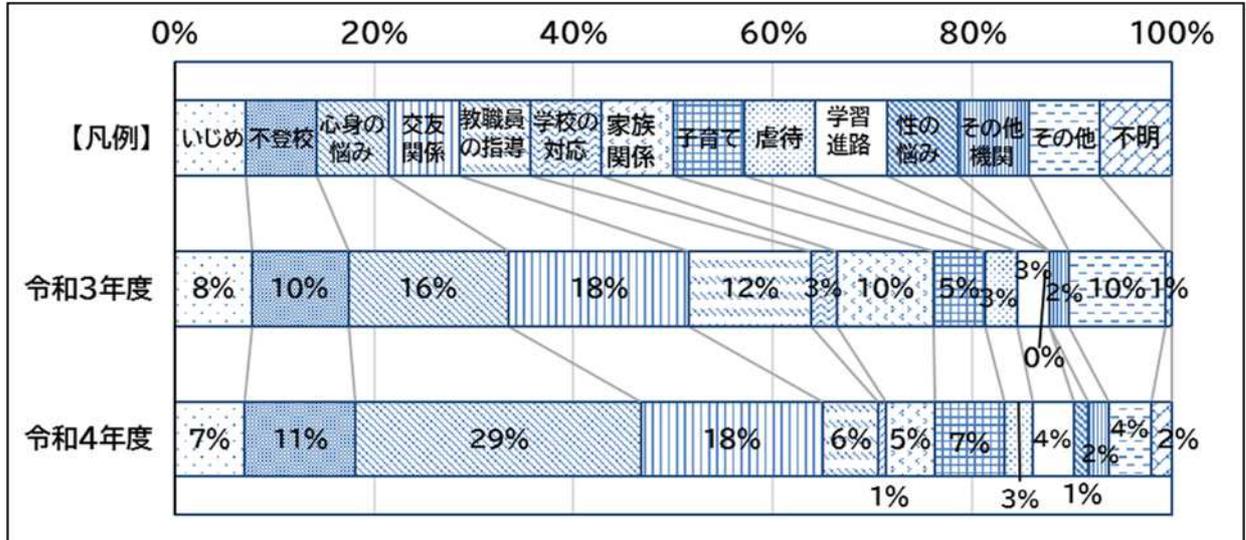


図7:令和3年度・令和4年度 初回相談内容の割合

初回相談者155人に対する子ども・大人別の相談内容人数です。

子どもでは、心身の悩みが27人で一番多く、続いて交友関係20人、家族関係の悩み6人となっています。

大人は、心身の悩みが15人、不登校が14人、続いて子育ての悩み10人となっています(図8)。子ども・大人が不明の相談者7人は統計外です。

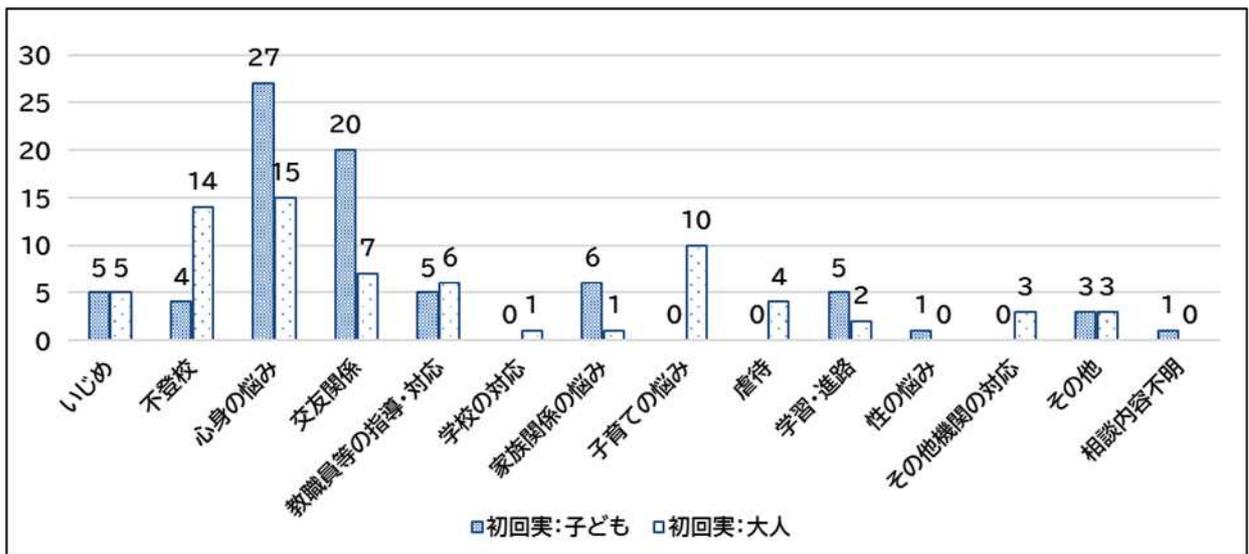


図8:令和4年度子ども・大人別初回相談内容別人数(人)

(2) 延相談内容

相談延件数 268 件に対して相談内容は、令和3年度に引き続いて心身の悩みが70件(26%)と一番多く、続いて交友関係が44件(16%)、その他(話し相手など)が29件(11%)、教職員の指導が28件(10%)、となっています。

また、いじめの相談が21件(8%)と増加しました(図9)。

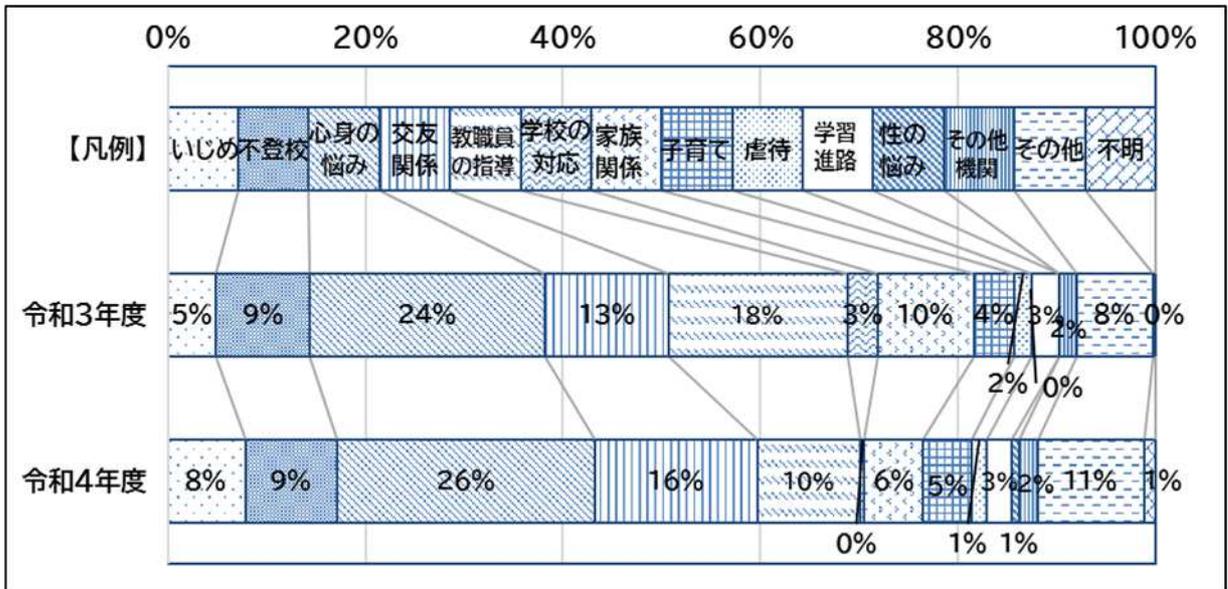


図9:令和3年度・令和4年度 延相談内容の割合

延相談者 300 人に対する内容別子ども・大人の相談人数です。

子どもでは、心身の悩みが53人で一番多く、続いて交友関係が25人、教職員の指導・対応が17人となっています。

大人は教職員等の指導・対応が22人、不登校が20人、交友関係が19人となっています(図10)。子ども・大人が不明の相談者13人は統計外です。

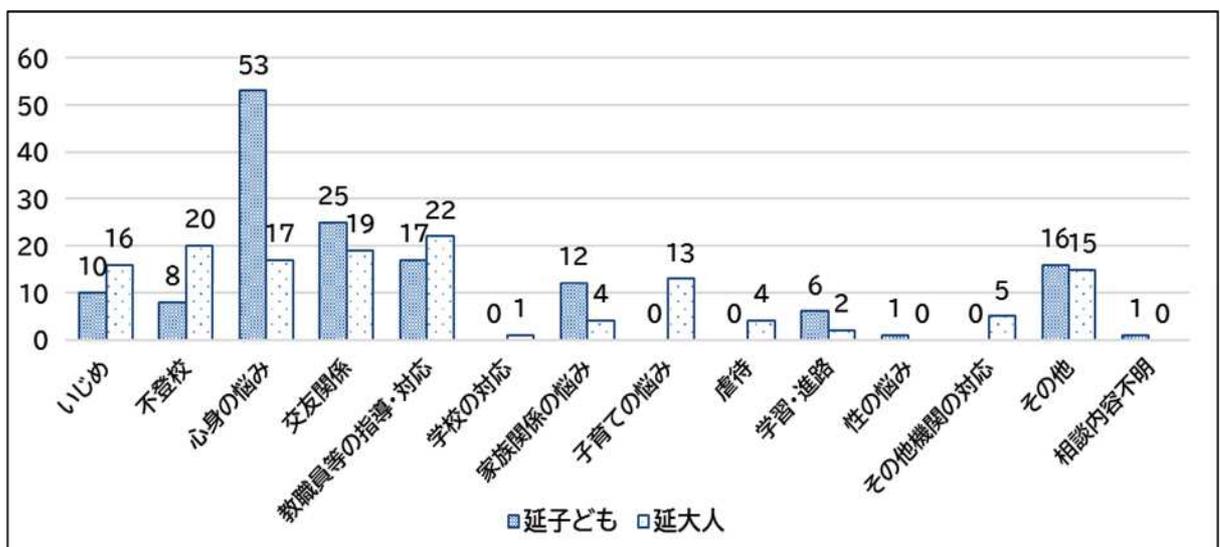


図10:令和4年度子ども・大人別相談内容別延人数(人)

(3) 前年度比較相談内容詳細（数値は延件数）

ア いじめ（令和3年16件／令和4年21件）

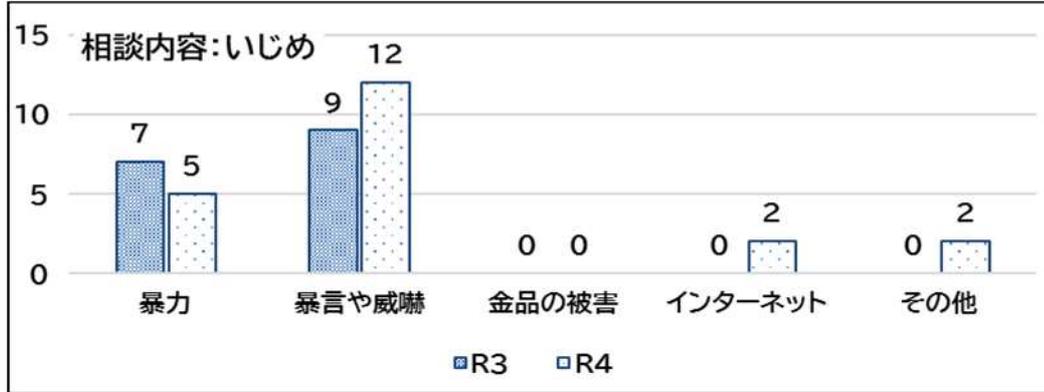


図11:相談内容 いじめ 詳細(件)

イ 不登校（令和3年31件／令和4年25件）

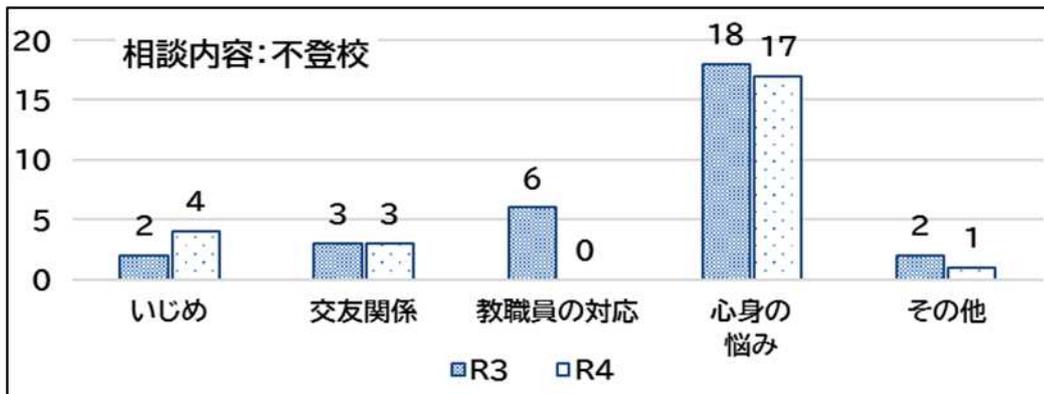


図12:相談内容 不登校 詳細(件)

ウ 教職員の指導・対応（令和3年59件／令和4年28件）

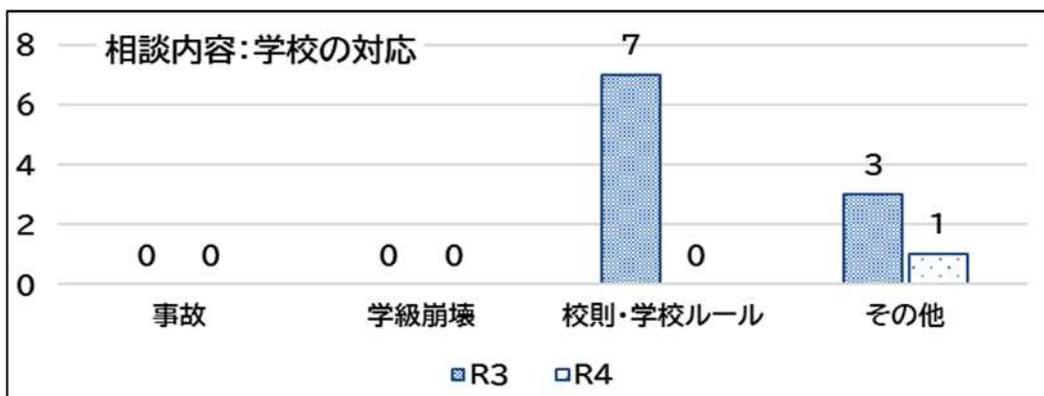


図13:相談内容 教職員の指導・対応 詳細(件)

エ 学校の対応（令和3年10件／令和4年1件）

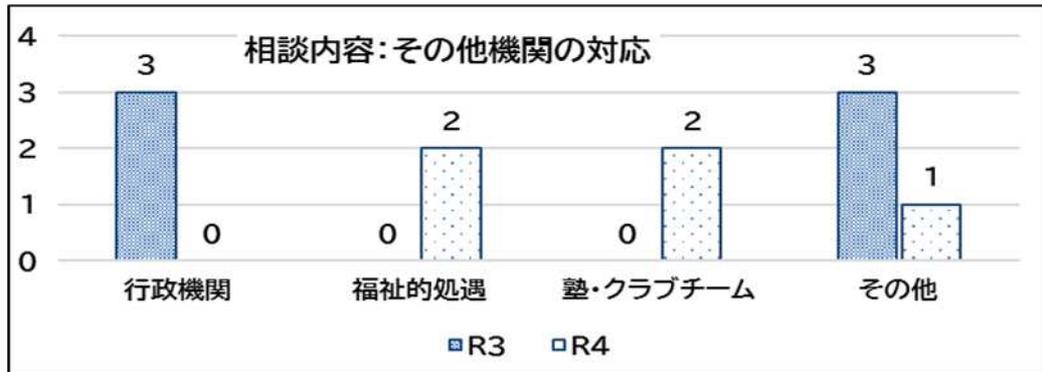


図14: 相談内容 学校の対応 詳細(件)

オ その他機関の対応（令和3年6件／令和4年5件）

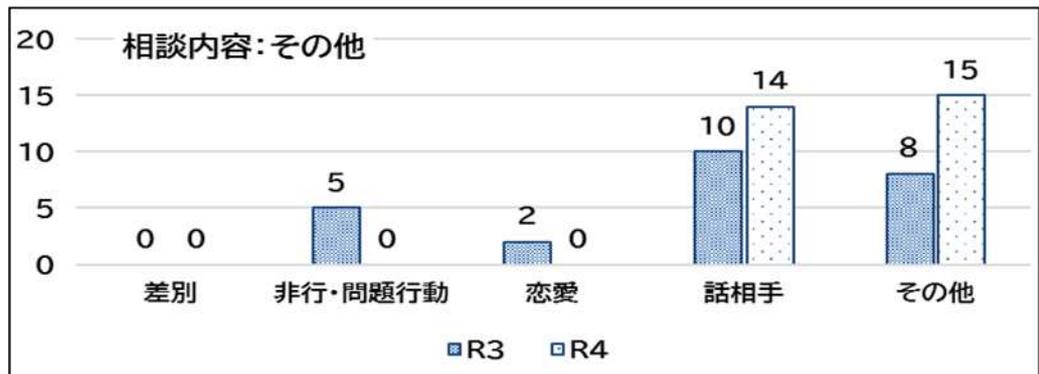


図15: 相談内容 その他機関の対応 詳細(件)

カ その他（令和3年25件／令和4年29件）

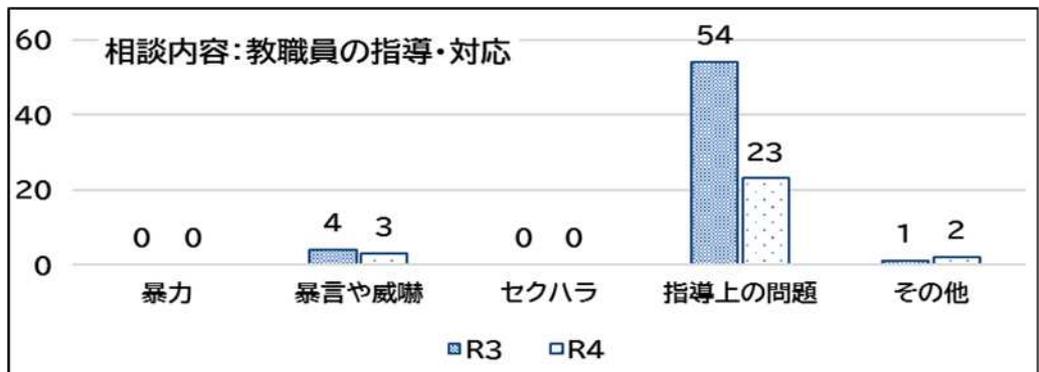


図16: 相談内容 その他 詳細(件)

6 相談回数

令和4年度は継続して相談する回数が平均1.9回で、前度の平均2.1回から減りました。

相談実件数143件のうち、1回の相談で終了しているのは104件で、全体の73%を占めます。その内訳は、子ども55件(53%)、大人46件(44%)、不明3件(3%)です(表6・図17)。

調整等が必要な場合や、子どもからの聞き取りが必要な場合は、相談回数が増加しています。相談回数が多かったのは、子どもでは11回、母親から23回でした。

子ども大人	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	合計	合計
子ども	小学生	30	4	3	1	0	0	0	0	1	39	75
	中学生	9	0	0	0	3	0	0	0	1	13	
	高校生	16	5	1	0	1	0	0	0	0	23	
大人	父親	4	0	1	1	0	0	0	0	0	6	61
	母親	37	4	2	2	0	1	1	0	2	49	
	祖父母	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6	
不明	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	7	7
合計	104	17	7	5	4	1	1	0	0	4	143	143

表6:相談実件数における継続数(件)

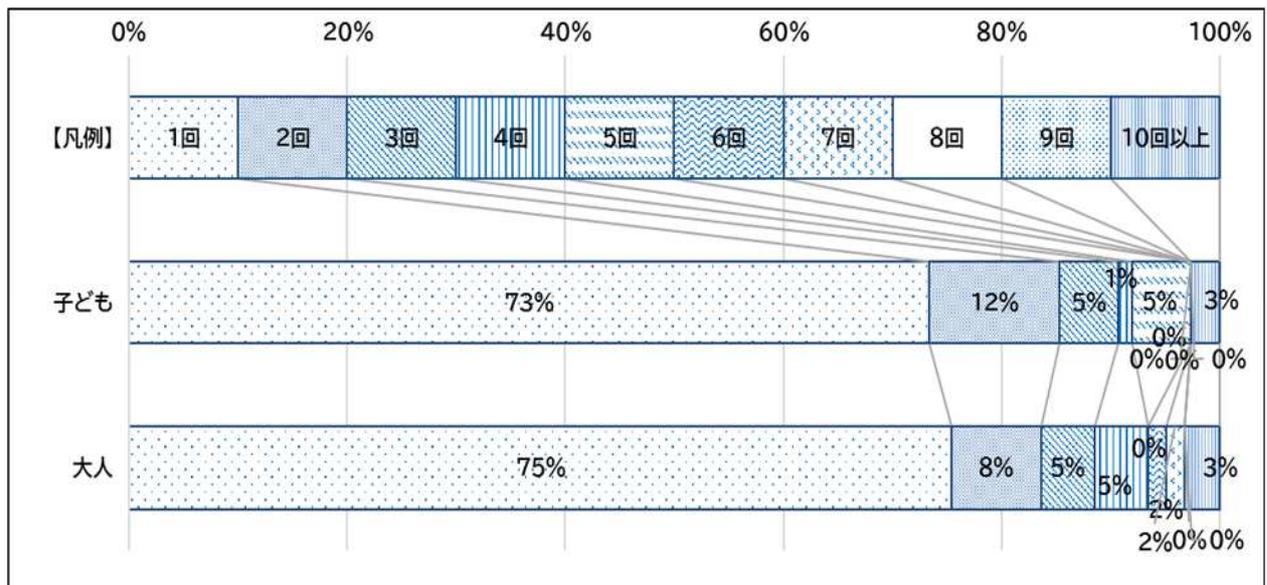


図17: 相談実件数における継続数の割合

7 相談方法

初回相談方法

令和4年度の実相談件数143件における初回相談方法は、電話101件(71%)、面談22件(15%)、メール20件(14%)です(図18)。

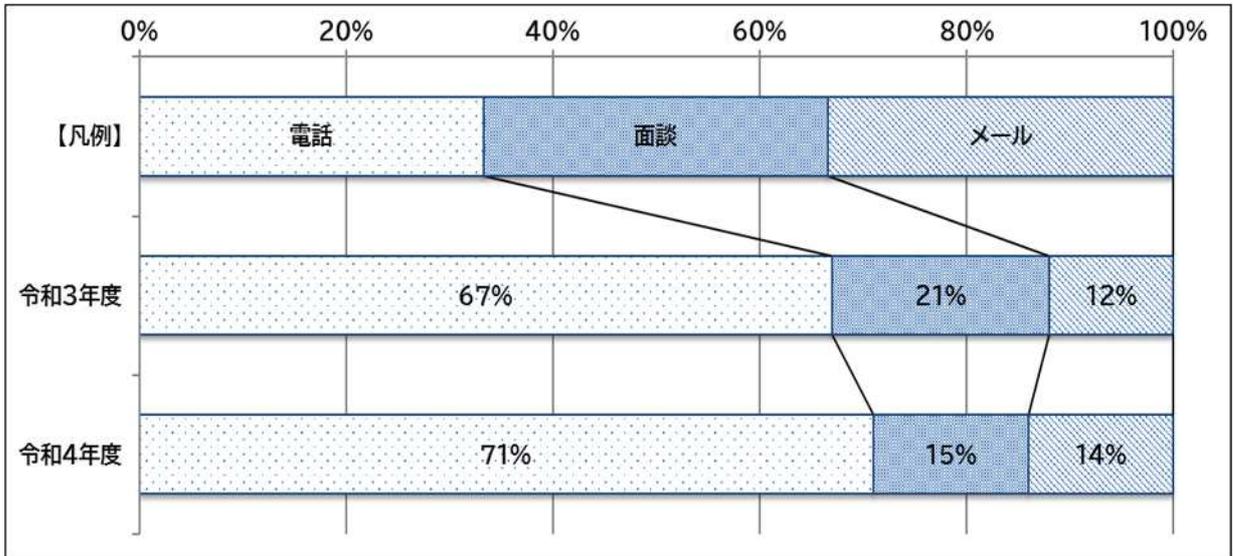


図18:実相談件数における初回相談方法の割合

延相談方法

令和4年度の延相談件数268件における相談方法は、電話179件(67%)、面談35件(20%)、メール54件(13%)です(図19)。

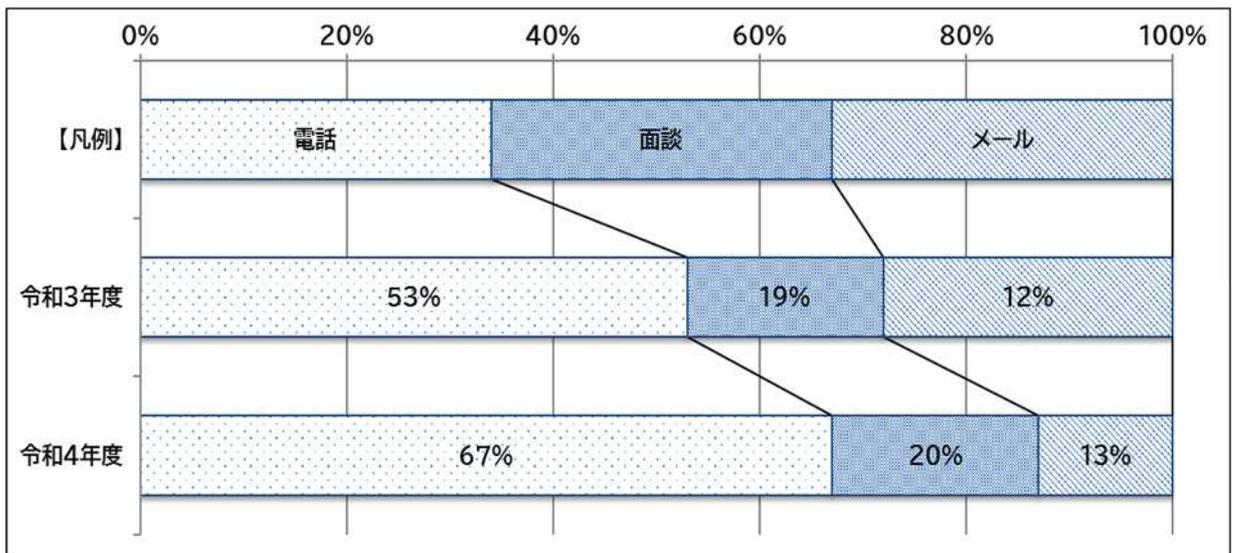


図19:延相談件数における相談方法の割合

8 時間帯別、曜日別（延件数）

時間帯別

17時台が51件（19%）、16時台が43件（16%）で、相談の多い時間帯となっています（図20）。

金曜日の18時台は6件（2%）、19時台は1件（0%）と少ないので、金曜日のこの時間帯の周知が課題です。

また、開設時間外（金曜日20時～とその他の曜日18時～）が52件（19%）です。そのうち37件はメールです。

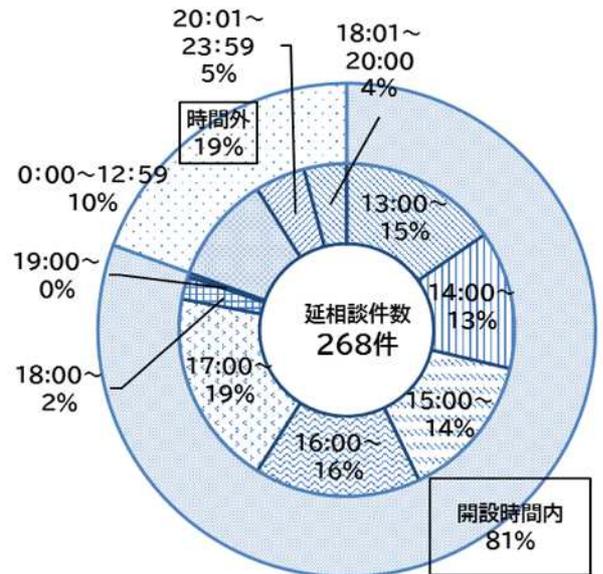


図20：相談延件数における相談時間帯

子どもの時間帯別

子どもの延相談人数149人における時間帯別相談件数の割合は、午後4時台と5時台が同数の30件（20%）と多い傾向です（図21）。

また、その他（開設時間外）は25件（17%）です。

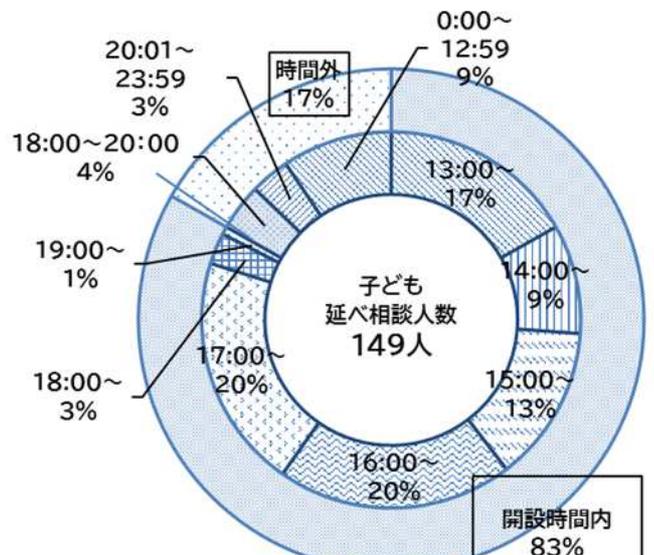


図21：子どもの相談延件数における相談時間帯

曜日別相談状況

相談曜日で多いのは水曜日が57件（21%）、火曜日が53件（20%）です（図22）。

土曜日が21件（8%）と一番少なく、例年、土曜日開設の周知が課題です。

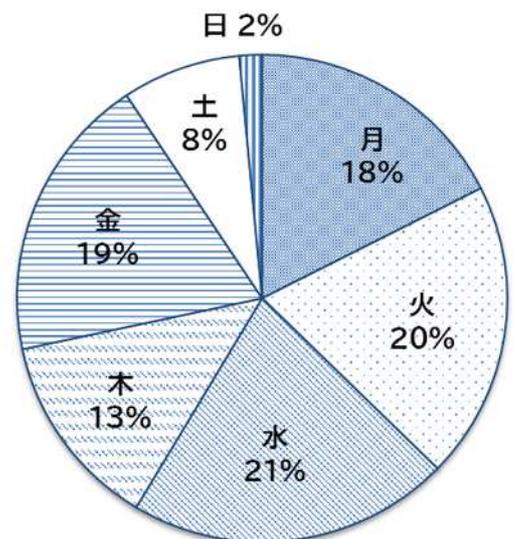


図22：相談延件数における曜日別

9 調整について

相談の延長として擁護委員の指示のもと、調査相談員を中心に各機関との連携や調整をします。

この活動は、大人からの相談であっても、子どもの意思を確認することから始まります。その後、子どもに関わる各機関に事実確認をするなど、専門性を生かした対応の依頼をしたり、問題解決のための調整をして関係の修復を図ります。

令和4年度の連携・調整状況

令和4年度は24案件について延41回実施しました(表7)。

令和3年度は25案件について延73回で、案件数は昨年度とほぼ同じでした。

相談内容	連携・調整先										
	案件数	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	市教育委員会	市行政機関	県行政機関	その他機関	子ども保護者	合計
いじめ	0										0
不登校	3					2	3				5
心身の悩み	5		1				6	2	2		11
交友関係	0										0
教職員の指導・対応	3					3	2		1		6
学校の対応	1					2					2
家族関係の悩み	3			1			2	1			4
子育ての悩み	0										0
虐待	4						7		1		8
その他機関の対応	2						2				2
その他	3						1		2		3
合計	24	0	1	1	0	7	23	3	6	0	41

表7: 相談内容別 連携・調整先と回数



以下の表8は、相談から連携・調整となった24件から抜粋した5件です。個人や調整先が特定できないよう一部内容を変更して記載しています。

	相談対象	相談内容	相談・調整 概要	考察
1	高校生	虐待	友人の保護者から、対象者が虐待を受けているようだとの相談 対象者の居住地が他市のため、こども福祉課に連絡し、同課から他市の行政につなぎ、こころの鈴からも情報を共有した。	相談者が該当行政機関に通報するには抵抗があるようだ。こころの鈴はそのような場合の相談窓口となり、他機関につなぐ機能をもっている。他市に居住し市内に通学している子どもの支援につながった事例
2	高校生	家族関係の悩み	子どもからの相談。保護者の一方が家庭内で支配的に行動し暴言も吐く。他方も信用できない。助けを求めたいがそのあとが心配との相談 こころの鈴で教員と情報を共有し、学校での両親との話し合いにつながった。	学校訪問がきっかけでこころの鈴に相談があり、学校と協力して相談に対応できた事例。今後も学校訪問を続け、子ども支援につなげていきたい。
3	中学生	不登校	保護者から、本人が不登校で家でゲームばかりしているため、子どもへの暴言暴力に及んでしまうという相談 言動を慎み、両親で対応を話し合うことを助言。虐待にあたるのでこども福祉課につなぎ、同課から学校に見守りを依頼	こども福祉課につなげたことで有効な対応につながった。子ども本人から話を聴くことができればよかった。
4	小学生	交友関係	クラスの子の行動に困り、教員に相談したが対応してもらえないという保護者からの相談 保護者は擁護委員による解決を望んでいたが、支援級や原級の担任の先生方からの連携がうまくいっていないようなので、支援会議でしっかりと現状を説明し、先生方に学校内での対応を検討してもらうよう助言	保護者と擁護委員が面談し、子どもの困り感をもとに学校での対応法について一緒に考えることで、解決の道筋がつかめ、後日の支援会議につながった事例
5	中学生	心身の悩み	学校ですっといじめを受けてきた。親からは悪いことばかり指摘され、暴言暴力もある。悲しくてどうしたらいいかわからない。今日は家には帰らないという相談 自傷行為の可能性もあったため、こども福祉課と児童相談所に本人の意思を確認してもらい、一時保護となった。	それまでに、何度か電話での相談を受け、本人の辛さや痛みを聴きとっていたため、こころの鈴を頼って面談に来てくれたもの。 こころの鈴が、居場所として機能できたことで、他機関につなげることができた事例

表8：調整事例の概要

統計資料:令和2年度・3年度・4年度 相談実績(実件数・延件数)

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(実件数)
令和2年度・3年度・4年度

(令和5年3月31日 現在)

相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	実件数	14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
	延件数	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	実件数	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
	延件数	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327
R4	実件数	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
	延件数	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268

相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	小学生	3	0	8	5	0	22	22	20	17	5	6	2	110
	中学生	1	1	0	2	0	1	0	1	0	0	1	4	11
	高校生	2	1	0	1	0	0	2	0	2	3	4	0	15
	大人	7	3	10	5	3	8	5	6	4	6	15	4	76
	不明	2	0	1	2	0	1	0	3	0	1	0	0	10
	計	15	5	19	15	3	32	29	30	23	15	26	10	222
R3	小学生	5	2	5	5	1	12	3	17	3	4	0	0	57
	中学生	0	3	2	1	2	3	2	2	1	0	1	0	17
	高校生	1	0	2	0	1	2	0	3	2	0	0	0	11
	大人	9	3	10	13	4	16	10	5	7	7	5	1	90
	不明	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
	計	15	8	19	19	8	35	15	27	13	12	6	1	178
R4	小学生	1	9	2	1	3	1	1	4	0	4	13	2	41
	中学生	0	3	1	1	0	2	1	2	1	0	1	1	13
	高校生	1	2	1	1	1	2	2	3	2	3	2	3	23
	大人	6	12	9	2	5	4	3	3	7	8	7	5	71
	不明	0	0	4	0	1	0	0	0	1	1	0	0	7
	計	8	26	17	5	10	9	7	12	11	16	23	11	155

相談方法

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	電話	12	5	15	12	3	7	7	6	8	10	22	5	112
	電子メール	2	0	2	2	0	1	0	3	0	2	1	0	13
	面談	0	0	0	0	0	22	19	16	15	3	2	3	80
	計	14	5	17	14	3	30	26	25	23	15	25	8	205
R3	電話	7	5	15	13	2	21	7	10	9	9	5	1	104
	電子メール	1	0	1	0	0	7	3	3	3	0	1	0	19
	面談	4	1	2	3	4	2	2	13	1	0	0	0	32
	計	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
R4	電話	5	19	13	5	4	8	4	5	8	10	13	7	101
	電子メール	0	1	4	0	3	1	1	3	2	2	0	3	20
	面談	2	3	0	0	1	0	1	3	1	1	10	0	22
	計	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143

相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

相談内容

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	いじめ	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2	6
	不登校	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	7	0	12
	心身の悩み	2	0	2	1	0	5	2	1	1	4	3	1	22
	交友関係	2	0	5	4	0	3	7	9	13	1	5	1	50
	教職員の対応	2	0	1	3	0	2	2	2	1	1	2	0	16
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	3	2	3	3	0	1	2	4	2	4	3	1	28
	子育て	0	0	2	1	1	0	1	0	0	2	1	1	9
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	学習・進路	2	1	0	0	0	5	7	0	2	0	4	1	22
	性の悩み	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	その他機関の対応	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4
	その他	0	1	2	1	1	11	3	4	0	1	0	1	25
	不明	2	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	5
計		14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
R3	いじめ	0	0	0	0	0	3	1	2	2	2	1	1	12
	不登校	1	0	2	3	0	3	2	1	2	1	0	0	15
	心身の悩み	2	2	4	3	1	9	0	2	1	0	1	0	25
	交友関係	4	3	4	2	1	5	0	6	2	1	0	0	28
	教職員の対応	2	1	3	2	1	5	2	1	2	0	0	0	19
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	0	4
	家族関係の悩み	2	0	3	0	0	1	0	6	1	1	1	0	15
	子育て	1	0	0	3	2	0	2	0	0	0	0	0	8
	虐待	0	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	0	5
	学習・進路	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	5
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
	その他	0	0	0	0	1	1	3	6	0	3	1	0	15
	不明	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計		12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
R4	いじめ	1	0	0	0	0	1	2	0	2	0	0	4	10
	不登校	0	4	3	0	1	1	0	0	1	3	2	1	16
	心身の悩み	2	7	3	2	5	2	1	4	6	4	5	0	41
	交友関係	0	4	2	1	1	3	1	5	1	1	5	2	26
	教職員の対応	1	1	3	0	0	0	0	0	0	2	1	0	8
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	1	7
	子育て	1	1	2	1	1	1	0	1	1	0	1	0	10
	虐待	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	学習・進路	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	6
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	その他機関の対応	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3
	その他	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6
	不明	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
計		7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143

子どもの権利相談室「こころの鈴」相談実績(延件数)
令和2年度・3年度・4年度

(令和5年3月31日 現在)

相談件数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	実件数	14	5	17	13	3	31	26	25	23	15	25	8	205
	延件数	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	実件数	12	6	18	16	6	30	12	26	13	9	6	1	155
	延件数	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327
R4	実件数	7	23	17	5	8	9	6	11	11	13	23	10	143
	延件数	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268

相談者数

年度	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	小学生	3	0	11	10	2	23	22	23	21	6	5	6	132
	中学生	1	3	5	4	1	3	5	1	0	0	2	4	29
	高校生	7	8	0	1	0	0	5	0	3	19	30	12	85
	大人	11	12	24	11	6	16	12	11	14	12	25	13	167
	不明	2	4	3	2	0	3	0	5	0	3	5	0	27
	計	24	27	43	28	9	45	44	40	38	40	67	35	440
R3	小学生	5	4	7	7	3	18	6	18	4	7	2	0	81
	中学生	0	3	4	3	3	35	8	7	11	5	4	2	85
	高校生	1	0	3	0	4	5	0	5	4	1	1	0	24
	大人	10	12	14	25	14	19	21	18	17	10	11	4	175
	不明	0	0	0	0	0	4	0	0	0	1	0	0	5
	計	16	19	28	35	24	81	35	48	36	24	18	6	370
R4	小学生	1	11	7	3	6	2	2	5	5	10	19	8	79
	中学生	0	6	4	2	0	4	6	6	1	2	2	3	36
	高校生	1	2	2	1	3	2	3	5	4	4	2	5	34
	大人	6	16	11	7	11	11	9	8	16	13	19	11	138
	不明	0	0	8	0	2	0	0	0	2	1	0	0	13
	計	8	35	32	13	22	19	20	24	28	30	42	27	300

相談方法

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	電話	16	12	26	21	9	16	18	10	16	33	55	24	256
	電子メール	7	11	4	2	0	3	3	5	0	4	8	1	48
	面談	0	2	6	1	0	24	19	19	21	3	2	7	104
	計	23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	電話	8	11	18	22	10	25	18	17	15	12	12	4	172
	電子メール	1	0	1	2	0	45	6	10	18	5	3	1	92
	面談	4	4	7	6	8	4	5	17	3	2	2	1	63
	計	13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327
R4	電話	5	26	19	11	9	17	8	10	13	18	25	18	179
	電子メール	0	1	10	0	7	1	6	9	8	4	3	5	54
	面談	2	4	1	0	1	0	3	3	3	2	13	3	35
	計	7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268

相談件数と相談者数の差は、1つの相談に親子で訪れるなどがあるためです。

相談内容

年度	延相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R2	いじめ	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	2	6
	不登校	0	0	2	0	2	2	2	0	8	3	11	1	31
	心身の悩み	4	9	3	1	1	6	2	1	4	18	28	11	88
	交友関係	5	0	9	6	0	4	7	10	13	4	6	4	68
	教職員の対応	4	4	10	7	1	8	11	4	3	4	11	0	67
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2
	家族関係の悩み	5	7	4	5	1	3	2	4	3	4	3	1	42
	子育て	0	0	4	1	1	0	3	0	0	2	2	6	19
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
	学習・進路	2	2	1	2	0	5	10	2	4	0	4	1	33
	性の悩み	0	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	3
	その他機関の対応	1	0	1	0	2	0	0	0	0	1	0	1	6
	その他	0	2	2	2	1	11	3	6	0	3	0	4	34
	不明	2	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	6
計		23	25	36	24	9	43	40	34	37	40	65	32	408
R3	いじめ	0	0	0	0	0	4	2	2	2	3	1	2	16
	不登校	1	3	4	6	1	5	2	4	4	1	0	0	31
	心身の悩み	2	3	7	4	5	27	1	6	11	6	4	2	78
	交友関係	5	5	5	3	1	13	0	6	2	1	0	0	41
	教職員の対応	2	4	5	11	5	6	8	7	6	0	3	2	59
	学校の対応	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	2	0	10
	家族関係の悩み	2	0	3	0	0	14	2	7	2	1	1	0	32
	子育て	1	0	0	3	3	0	3	1	1	0	1	0	13
	虐待	0	0	0	0	0	2	1	1	2	0	0	0	6
	学習・進路	0	0	2	2	1	1	1	0	2	0	0	0	9
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他機関の対応	0	0	0	1	1	0	0	0	2	1	1	0	6
	その他	0	0	0	0	1	1	4	7	2	6	4	0	25
	不明	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計		13	15	26	30	18	74	29	44	36	19	17	6	327
R4	いじめ	1	0	0	0	0	2	5	1	7	0	1	4	21
	不登校	0	5	5	0	1	3	0	0	1	4	4	2	25
	心身の悩み	2	10	7	3	10	5	4	8	9	5	6	1	70
	交友関係	0	6	5	4	1	3	2	8	2	3	7	3	44
	教職員の対応	1	1	7	0	3	3	0	2	0	5	6	0	28
	学校の対応	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	家族関係の悩み	0	0	0	0	0	0	4	1	0	1	9	1	16
	子育て	1	2	2	1	2	1	0	1	2	0	1	0	13
	虐待	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	4
	学習・進路	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	7
	性の悩み	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	その他機関の対応	0	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5
	その他	1	2	1	2	0	0	1	0	3	2	4	13	29
	不明	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3
計		7	31	30	11	17	18	17	22	24	24	41	26	268

申立て・自己発意について

1 申立て・自己発意の活動

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います（条例第 17 条第 2 号）。

事実の調査は、施行規則（施行規則第 8 条、9 条、10 条、11 条）に定められた方法により行い、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけて調整をします（条例 17 条第 2 号、施行規則第 10 条第 2 項）。

その結果、必要があるときは、制度改善や是正措置について、勧告、是正要請、意見表明を行うことができます（条例 17 条第 2 号）。

また、勧告、是正要請、意見表明を受けてとられた措置の報告を求めることもでき（条例 17 条第 3 号）、勧告、是正要請、意見表明、措置の報告を公表することもできます（条例第 18 条）。

2 申立て・自己発意の状況

(1) 申立て

令和 4 年度の救済申立てはありませんでした。

(2) 自己発意

令和 4 年度の自己発意案件はありませんでした。

広報・啓発活動

相談室では、子ども自身が相談できる場所として、相談室の存在を広く知らせています。また、子どもに関係する大人にも、相談室の存在を周知し、子どもの権利への理解と相談室との連携をお願いしています。

1 子どもへの広報・啓発

周知用カード、ポスター、こころの鈴通信配付

令和4年度はカード及びポスター、通信（33頁～42頁参照）を配付しました（表10）。

配付時期	配付物	対象者
令和4年 5月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約31,400枚
	「こころの鈴通信」第26号 小学生版 / 中高校生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒・担任・保健室 約31,000枚
6月	子どもの権利相談室「こころの鈴」 子ども用携帯カード・ポスター	市医師会 カード 約1,000枚 ポスター約170枚
8月	「こころの鈴通信」第27号 小学生版 / 中高校生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,400枚
10月	「こころの鈴通信」第28号 小学生版 / 中高校生版 「子どもの権利ニュース」第15号合併号	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,400枚
令和5年 1月	「こころの鈴通信」第29号 小学生版 / 中高校生版	市内小学校・中学校・高校・特別支援学校 全児童・生徒 約30,400枚

表10:カード、通信の配付状況

児童館・児童センター訪問

令和4年度は1館のみの訪問になりました。（表11）

コロナウイルス感染予防対策のため、計画訪問ができませんでしたが、訪問先では子どもたちのいろいろな話を聞くことができました。

No.	月日	曜日	場所	相談件数	相談人数	訪問者
1	2月15日	金	田川児童センター	10	10	室長・相談員
合計			1館	10	10	相談室2名

表11:児童館・児童センター等 訪問日、訪問

校内放送

11月の人権月間（週間）及び「まつもと子どもの権利ウィーク」（子どもの権利の日の11月20日を含む1週間。令和4年度は11月14日～20日）に合わせて、市内小中学校での校内放送の実施と「こころの鈴通信」第28号の配付をしました。

これは例年、松本市子どもの権利に関する条例と相談室を周知する目的で行われています。校内放送は3回に分けて、各学校の状況に合わせて給食等の時間に行いました。原稿は放送委員や担当教諭に読んでもらっています。

2 学校への広報・啓発

市内の高等学校7校に出向き、校内放送や全校集会などで直接生徒に子どもの権利に関する条例と相談室の内容を伝えました（表12）。

市外から通学する高校生も多いことから、高校生への周知が課題となっていました。令和4年度の新しい試みは、こころの鈴の相談員が直接高校生に語りかけることにより、その後の相談につながったと考えます。

また、訪問時には、「こころの鈴カード」と「こころの鈴通信」などを持参し、配付と設置をあらためてお願いしました。

No.	訪問日		学校名		訪問者
1	10月5日	水	松本筑摩高等学校	校内放送	こども育成課 室長
2	10月6日	木	梓川高等学校	校内放送	室長
3	10月12日	水	松本深志高等学校	校内放送	こども育成課 室長
4	10月13日	木	松本蟻ヶ崎高等学校	全校集会(体育館)	室長
5	10月14日	金	松本県ヶ丘高等学校	人権学習(松本市民芸術館)	室長
6	10月21日	金	松本美須ヶ丘高等学校	校内放送	こども育成課 室長
7	10月25日	火	松商学園高等学校	校内放送	こども育成課 室長
合計			7校		

表12:高等学校への訪問

3 市民(大人)への広報・啓発

研修会・勉強会等で子どもの権利に関する条例と相談室への理解をお願いしました。(表13)
また、市の公式ホームページを活用して広報を行いました。

実施月日	曜日	内 容	派遣者
5月7日	土	日本弁護士連合会子どもの権利委員会主催 「自治体子ども相談・救済機関グッド・プラクティス」 勉強会	擁護委員
9月28日	水	市社会福祉協議会主催 児童センター館長・児童厚生員合同研修会 「思春期の子どもたちにどう関わっていくか ～成長する子どもたちに寄り添い～」	室長
3月20日	月	日本弁護士連合会子どもの権利委員会主催 シンポジウム「子どもコミッショナーとは何か ～子どものSOSに応える相談救済機関の在り方 を考える～」	擁護委員

表13:市民(大人)への広報・啓発

【参考資料】

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード

表

裏

■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」ポスター

一人でなやんでいるあなたへ
SOSを出していいんだよ!

松本市
子どもの権利相談室

すす

こころの鈴

こま^{こま}まっている時、うれしい時
なん^{なん}となく誰かとはなしたい時
あな^{あな}たの声をきかせてね

松本市には、どの子ども自分らしく、すこやかにのびのび生きていけるように「松本市子どもの権利に関する条例」があります。

「こころの鈴」は、子どもの笑顔あふれるまちをめざし、保護者や地域のみなさんの相談を受け、一緒に子どもたちを支えていきます。

子どもさんのことで気になることがあれば、お気軽にご相談ください。



はなし^{はなし}にきてね お城^{お城}の近くです

※お電話の方は市役所の駐車場をご利用ください。

松本城

松本市役所

大学事務局2階
こころの鈴
〒390-0874
松本市大学3-8-13

でんわ(020) 0120-200-195
メール kodomo-a@city.matsumoto.lg.jp

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
月～木・土曜日 pm1:00～6:00
金曜日 pm1:00～6:00



■ 子どもの権利相談室「こころの鈴」携帯カード配付にあたっての依頼文

担任の先生宛

担任の先生方へ

「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カード
配付のお願い

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
新年度を迎え、小・中学校、高校、特別支援学校の児童・生徒の皆さんに、相談室周知用カードを配付させていただきたいと思っております。
相談室周知用カードを配付するにあたりまして、先生方から児童・生徒さんへ、以下のことをお話ししながらお渡しいただきましたら幸いです。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。
- どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるよう努めています。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は相談ができます。

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「松本市子どもの権利に関する条例」の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え実現していく信頼し合えるパートナーとして、先生方と連携をしていきたいと願っています。
子どもたちの成長のため、子どもたちの心に届き、心に残るような「こころの鈴」のお知らせにご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-13
大手事務所 2 階
電話：0263-36-2505(直通)

※カード1束 35 枚となっておりますので、クラス人数に合わせて配付の調整をお願い致します。

養護教諭宛

養護教諭の方へ

「松本市子どもの権利相談室 こころの鈴」周知用カードを
保健室へ置いてください

日頃は、松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」の活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
新年度を迎え、長引く新型コロナウイルス禍で学校現場の困惑はいかばかりかと存じます。
不安定な気持ちを抱えて保健室を訪れる児童生徒さんに「こころの鈴」の情報が届きますよう保健室への設置をお願いいたします。

- 松本市は、「すべての子どもにやさしいまち」をめざしています。
- どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるよう努めています。
- 松本市に在住、または通学している子どもたちには、子どものための相談窓口「こころの鈴」があり、つらい時や苦しい時は相談ができます。

子どもの権利擁護委員と「こころの鈴」は、「松本市子どもの権利に関する条例」の核となる「子どもにとっての最善の利益」を、共に考え、実現していく信頼し合えるパートナーとして、先生方と連携をしていきたいと願っています。
子どもたちに届きますよう「こころの鈴」のご案内にご協力をお願いいたします。

松本市子どもの権利擁護委員
北川 和彦
平林 優子
石曾根 正勇

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」
〒390-0874 松本市大手 3-8-13
大手事務所 2 階
電話：0263-36-2505(直通)

※保健室用に 10 枚同封してあります。

■ こころの鈴通信(第26号～第29号)

第26号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元：松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

こころの鈴通信

すずちゃん

新学期が始まって1か月たちましたね。
こころの鈴のピンクのカードはもう届きましたか？
こころの鈴はみなさんの相談室です。
うれしいこと、悲しいこと、不安なことなど、こころの鈴
でお話してみませんか。

「ピンクのカード」

子どものための相談室 こころの鈴
あなたの声をきかせてね

受付時間 月～木 午前9時～午後5時
電話 0120-200-195
FAX kodomo-soudo@city.matsuyama.lg.jp
〒790-0801 松本市大野3-8-13

さみしい…

ごめんがばい

学校行きたくない!

嬉しいかった!

通称ももらってくださー!

こころの鈴通信

【保護者の皆様へ】

松本市には、子どもの権利に関する条例があります。「こころの鈴」はこの条例に基づいて設置されている相談室です。子どもたちが自分らしくのびのびと生きていくことを応援しています。子どもさんに関する相談は、大人の皆さんからも受け付けています。親や大人にとつての「よかれ」ではなく、子どもにとつて何が一番大切かを一緒に考え、子どもたちが自ら決める行動できることをご一緒に支援できたらと思います。コロナ禍で子どもたちの心が不安定になる傾向もありません。気になること、心配なことがありますら、ご相談ください。また、固定電話のないご家庭が増えています。子どもさんが気軽に電話相談できるようにご配慮をお願いします。

TEL 083-94-3281

相談室

みなさんのお話をきく相談員です。よろしくおねがいします。

電話してね。

田中育規子

メールでもいいよ。

坂上由子

会って相談できるよ。

内川光子

ひみつは守るよ。

瀬畑美香

松本市役所
大手車庫所
こころの鈴

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

●電話で相談 0120-200-195 (無料) ～初回は守ります～

●会って相談 こころの鈴まで来てください。
来られない時は、お電話ください。

●メールで相談 kodomo-soudo@city.matsuyama.lg.jp

●受付時間 月～木 午前9時～午後5時 / 金曜日 午後1時～8時

●場所 松本市大野3-8-13 松本市役所大手車庫所

お薬は市役所の駐車場に上げてください

No.27
小学生版
令和4年8月

こころの鈴通信

皆さんこんにちは。長い夏休みが明け、2学期がスタートしましたね。元気で楽しい毎日になりましたね。今年の夏はとも暑かたですが、夏ハテしていきましょう。「こころの鈴」は子どもたちの相談室です。私たちに話を聞かせてください。

学校で

- ・仲間はずれ、いじめ
- ・先生、友だちのこと

家庭で

- ・家づらなこと
- ・いじめ、いじめ
- ・家族に話さないこと

習い事、クラブ活動

- ・怒られること
- ・先生やコーチ
- ・友だちのこと

たとえば...こんな時、「こころの鈴」に相談してね。

気持ちがしんどい、イライラしたり、つらいなと感じたら、
☎️ 0120-200-195 (電話無料) にかけてね。
すっきりした気持ちになるよう、私たちが相談員はいろいろけんけん話を聞きます。一緒に考えよう。ヒジツは守ります。

あなたが悩んでいるお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

心の中がクワクワが自分でも気づかぬうちにこころの鈴に話してね。

No.27
小学生版
令和4年8月

こころの鈴通信

皆さんこんにちは。長い夏休みが明け、2学期が始まりましたね。元気で楽しい毎日になりましたね。今年の夏はとも暑かたですが、夏ハテしていきましょう。「こころの鈴」は子どもたちの相談室です。私たちに話を聞かせてください。

学校で

- ・仲間はずれ、いじめ
- ・先生、友だちのこと

家庭で

- ・家づらなこと
- ・いじめ、いじめ
- ・家族に話さないこと

習い事、クラブ活動

- ・怒られること
- ・先生やコーチ
- ・友だちのこと

たとえば...こんな時、「こころの鈴」に相談してね。

気持ちがしんどい、イライラしたり、つらいなと感じたら、
☎️ 0120-200-195 (電話無料) にかけてね。
すっきりした気持ちになるよう、私たちが相談員はいろいろけんけん話を聞きます。一緒に考えよう。ヒジツは守ります。

あなたが悩んでいるお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

クワクワが大きなお悩み

心の中がクワクワが自分でも気づかぬうちにこころの鈴に話してね。

中高校生版 No.27

ヤングケアラーってなんだろう？

ヤングケアラーとは... 本来は大人がしなくてはいけないような、家事や家族の世話を日常的に行っている子どもをいいます。家事や家族の世話をすることは、とても大事なことで、それが負担になり、体調が悪くなったり、学習する時間がないったり、友だちと遊べなくなったりしてないかな？

家事に時間をとられて、やりたいことができないよー

友だちと遊ぼうっていわれたけど、若者の世話をしなきゃ...

ごはん毎日作るのやだよ

病気の親を交えてあげたいけど知らず知らずのうちに疲れちゃうよー

部活に入りたいたいけど、早く家でもらわないといけない

家のことをやっていたら遅刻しちゃうよ

車かたら、人に頼っていいんだ。一人で悩まず、身近な大人に話してみよう。

こころの金

こころの金にも相談してみよう。一緒に考えていきます。

松本市子どもの権利相談室『こころの鈴』 ～秘密は守ります～

- 受付時間 月～木、土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時
- 通 所 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階
- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 このページの最後までお読みいただき、お電話をください。
- メールで相談 kodomo@city.matsuyama.miyagi.jp

No.27 中高校生版 令和4年8月

こころの鈴通信

中高生の皆さん こんにちは。長い夏休みが過ぎ、2学期が始まりましたね。今年の夏はすごく暑かったですが、夏バテしてませんか。心や体に不調を感じていませんか。「こころの鈴」にどんなことでも相談してね。少しでも気持ちや友達が楽になるといいなと思います。

学校 仲間はずれやいじめ、先生や、友達の事、進路の事

家庭 家で辛い事、嫌な事、家族には話せない事、心配の事

話し場 怒られること、死傷や発生、コーラの事

最近... 「つらいな、話したいな」と思うことがあたらしく、こころの鈴」に話を聞かせてね。

もう大丈夫！ 安心して！

なまなま、アキリは、ほていの、まなびでも相談してね

相談員と一緒に考えよう

相談員 相談員 相談員

お話しし、お話しし、お話しし

お話しし、お話しし、お話しし

第 28 号「こころの鈴通信」(小学生版)

発行元：松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.28
小学生版
令和4年10月

小学生のみなさんへ

「つらいな…」 「かなしいな…」 と思うことの中には、『子どもの権利』が守られていないことがあります。少し勇気を出して相談してみようね。

『こころの鈴』は子どもたちみんなのための相談室です。

こんなことで悩んでいたら…

学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない

家で…

- 家で辛い、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- かなしいこと

部活や習い事で…

- 怒られること
- 先輩や先生
- コーチのこと

もう大丈夫！ 安心できたよ

困ったことが出てきたら、また相談してくださいね。

相談する

電話で・メールで・会って…

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼

あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることができます。

要請・意見表明

改善を求めたり、意見を示すことができます。

子どものための相談室

松本市は、『松本市子どもの権利に関する条例』を定めて、子どもの権利を守っていくことを決めています。そして、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時

電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)

メールで相談 kodomo@city.natsunio.lg.jp

会って相談 松本市大手3-9-13 松本市役所大手事務所1階 まで

希望により、相談員の出向くこともできますので、ご相談ください。

松本市役所
大手事務所1階
こころの鈴

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども部 子どもの権利課 ことば政策担当 ☎0263-34-3291 まで

第 28 号「こころの鈴通信」(中高校生版)

発行元：松本市子どもの権利相談室 「こころの鈴」

こころの鈴通信

No.28
中高校生版
令和4年10月

中学生、高校生のみなさんへ

「つらいな…」 「悲しいな…」 と思うことの中には、『子どもの権利』が侵害されていることがあります。少し勇気を出して『こころの鈴』に相談してみてくださいね。

自分のことでなくても大丈夫です。秘密は必ず守ります。

こんなことで悩んでいたら…

学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生・友だちのこと
- 学校に行けない

家で…

- 家で辛い、嫌なこと
- 家族には話せないこと

部活や習い事で…

- 怒られること
- 先輩や先生
- コーチのこと

もう大丈夫！ 安心できたよ

困ったことが出てきたら、また相談してくださいね。

相談する

電話で・メールで・会って…

一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて、一番よい方法を一緒に考えます。

調べる・協力依頼

あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることができます。

要請・意見表明

改善を求めたり意見を表明することができます。

子どものための相談室

松本市は、『松本市子どもの権利に関する条例』を定めて、子どもの権利を守っていくことを決めています。そして、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて「すべての子どもにやさしいまち」を目指しています。

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時/金曜日 午後1時～8時

電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)

メールで相談 kodomo@city.natsunio.lg.jp

会って相談 松本市大手3-9-13 松本市役所大手事務所1階 まで

希望により、相談員の出向くこともできますので、ご相談ください。

松本市役所
大手事務所1階
こころの鈴

「こころの鈴通信」についてのお問い合わせは 松本市役所 子ども部 子どもの権利課 ことば政策担当 ☎0263-34-3291 まで

40

No.29
小学生版
令和5年1月

こころの鈴通信

あけましておめでとう

三学期がはじまりました。お正月はどうでしたか？
お友達に会うのが楽しみで登校できましたか？
なんとなく、学校が始まるのがやだなーと感じた人もいたかも
しれませんね。
今年もこころの鈴では、みなさんからのお電話をお待ちしてい
ます。どんなことでも心の声をきかせてくださいね。

こんなとき こころの鈴にでんわしよう

- 嫌なことを言われた
- いじわるをされた
- 友達となく学校へ行きたくない
- 友だちがいなくて楽しくない
- 先生に話されて悲しかった

こころの鈴通信

子どもの権利ってどんなことですか？

大切にして生きている権利は4つです。

1つめは、「主体的に成長する権利」
自分が大切だと感じながら、自分の力で成長する権利です。
「安心して生きる権利」と「自分らしく生きる権利」。「社会に参加する権利」もそうです。
友だちにも権利があります。自分の権利と同じように、相手の権利も大切にしましょう。

たとえば...

私のことが好き ⇒ ひとも好き
自分の思ったことを ⇒ 言える
差別を ⇒ されない
いじめを ⇒ うけない
夢を ⇒ 考えられる
学校に ⇒ 行くことができる
遊びを ⇒ 楽しめる
失敗した ⇒ またチャレンジできる！

こころの鈴に相談してくれた人の数は？
相談方法は？

2022年 4月から12月まで

小学生	41人	電話	117人
中学生	29人	面談	16人
高校生	23人	メール	43人
親	90人	お手伝いや家族の世話について相談したい人はこころの鈴でお聞きします。	
不明	17人		

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」～相談は守ります～

- 電話で相談 0120-200-195 (無料)
- 会って相談 こころの鈴まで来てください。

来られない時は、お電話をください。

●受付時間 月～水・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時

●場所 松本市大字3-8-13 松本市役所大手事務所2階

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

№29
中高生版
令和5年1月

こころの鈴通信

あけましておめでとーう

三学期が始まりました。お正月はどうでしたか？
友達に会うのが楽しみで登校できましたか？
なんとなく、学校が始まるのがやだなーと思った人もいたかも
しれませんね。
今年もこころの鈴では、みなさんからの相談を待っています。



誰にでも「こころ」が苦しくなる時があるから・・・一人で抱え続けないでね
悩みを聞いてくれる人が必ずいます。誰にも話せなかつたら・・・
こころの鈴を思い出ししてください

こんな時 こころの鈴に相談してみよう

学校や部活が
忙しい、家でも
ゆっくりにできない

自分の進路が
決まらず
不安です

新しい環境に
慣れにくく
不安です

自分の進路が
決まらず
不安です

授業に
集中できない。
テストが心配

自分の
活字を
わかってほしい

クラスに居る
友達がいない

人目が気になっ
てしまう

新しい環境に
慣れにくく
不安です

こころの鈴では一瞬懸命に皆さんのお話を聞かせて
いただきます。すっきりした気持ちになったり、解決
策が浮かぶかもかもしれません。私たちと一緒に考えま
しょう。
あなたが一番にしたいことは誰にも言わないよ。

発行元:松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

№29
中高生版
令和5年1月

こころの鈴通信

あけましておめでとーう

三学期が始まりました。お正月はどうでしたか？
友達に会うのが楽しみで登校できましたか？
なんとなく、学校が始まるのがやだなーと思った人もいたかも
しれませんね。
今年もこころの鈴では、みなさんからの相談を待っています。



誰にでも「こころ」が苦しくなる時があるから・・・一人で抱え続けないでね
悩みを聞いてくれる人が必ずいます。誰にも話せなかつたら・・・
こころの鈴を思い出ししてください

こんな時 こころの鈴に相談してみよう

学校や部活が
忙しい、家でも
ゆっくりにできない

自分の進路が
決まらず
不安です

新しい環境に
慣れにくく
不安です

自分の進路が
決まらず
不安です

授業に
集中できない。
テストが心配

自分の
活字を
わかってほしい

クラスに居る
友達がいない

人目が気になっ
てしまう

新しい環境に
慣れにくく
不安です

こころの鈴では一瞬懸命に皆さんのお話を聞かせて
いただきます。すっきりした気持ちになったり、解決
策が浮かぶかもかもしれません。私たちと一緒に考えま
しょう。
あなたが一番にしたいことは誰にも言わないよ。

研修・会議

1 研修について

子どもの権利擁護委員と相談員のスキルアップのため、研修会に参加し、また、相談室内で研修をしています。令和4年度は12回の研修に参加しました(表14)。

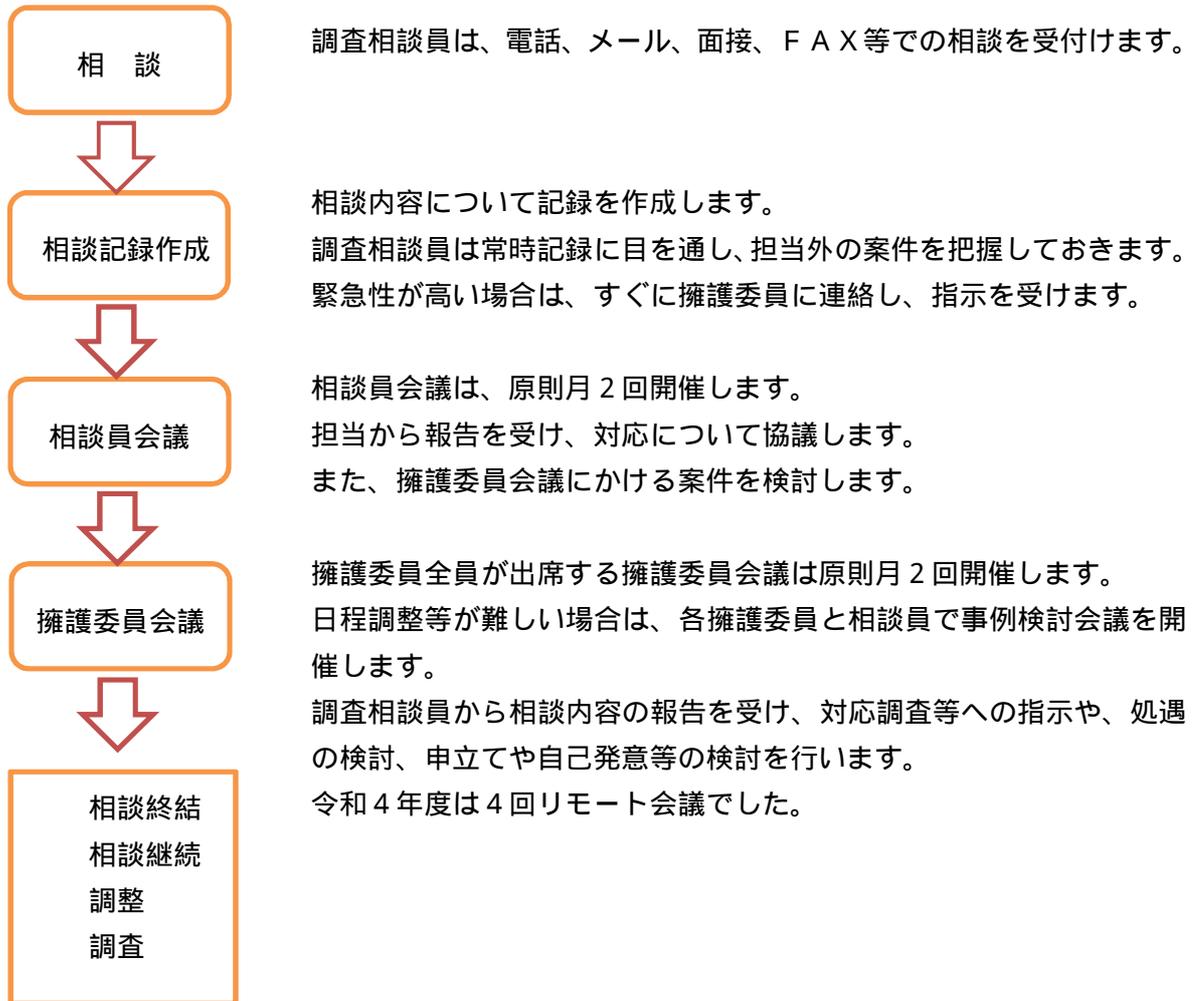
No.	月日	研修会	講師	参加者
1	5月9日	日本弁護士連合会シンポジウム(オンライン) 「子どもたちからのSOS～子どもの相談救済機関の意義とその活動を考える～」	日本体育大学准教授 世田谷区子どもの人権擁護委員 半田 勝久 氏	擁護委員 室 長
2	7月12日	「ヤングケアラーについて」 (擁護委員会議にて)	松本市子ども福祉課 津久井 芳明 係長	擁護委員 こども育成課長 室 長 相談員
3	7月15日	長野県精神保健福祉センター主催 ひきこもり支援に関する研修会(オンライン) 「心を受け取るーひきこもり支援として行ったアウトリーチー」 「飯島町ひきこもり支援推進事業」活動報告	夢倶楽部しらかば信州カウンセリングセンター所長 有賀 和枝 氏 飯島町 中村 杏子 氏	室 長
4	11月17日	市自殺対策予防策研修会 (松本市勤労者福祉センター) 「子ども・若者のSOSの受け止め方」	信州大学学術研究院准教授 茅野 理恵 氏	相談員
5	11月27日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「繊細な子どもたち(HSC)」 「マインドフルネスとストレス低減法」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室 長
6	12月12日	「令和4年度松本地域子ども応援プラットフォーム in 松本～松本市の教育政策について、学びを深めよう～」(オンライン)	市教育政策課 竹内 賢 主査 市子ども福祉課 新村 弘樹 課長補佐 反貧困セーフティーネット・アルプス	室 長
7	12月18日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「朝起きれない子ども達(自律神経)」 「考え方や受け止め方を変えてみる！」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室 長
8	1月15日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「依存症のサイン(スマホ・ネット)」 「人生の物語を変える～ナラティブアプローチ～」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室 長
9	2月19日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「思春期・反抗期 子どもとの付き合い方」 「自分の気持ちとの付き合い方」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室 長
10	3月19日	発達心理とカウンセリング講座(オンライン) 「子どもの特性について(発達症が心配)」 「家族・統合・協働カウンセリング」	長野県子どもサポートセンター所長 安曇野内科ストレスケアクリニック院長 飯田 俊穂 氏	室 長
11	3月20日	日弁連 シンポジウム(オンライン) 「子どもコミッショナーとは何か ～子どものSOSに応える相談救済機関の在り方を考える～」	日弁連子どもの権利委員会 柳 優香 氏 中野区子どもの権利救済委員 野村 武司 氏 世田谷区子どもの人権擁護委員 平尾 潔 氏 松本市子どもの権利擁護委員 北川 和彦 氏 札幌市子どもの権利救済委員 原 敦子 氏 フリー・ザ・チルドレン・ジャパン 中島 早苗 氏	擁護委員 室 長
12	3月29日	「関係性の響きあう 地域づくりによる虐待予防」	LIFE DEVELOPMENT CENTER 渡辺醫院 副院長 渡辺 久子 氏	室 長 相談員

表14:研修一覧

2 事例検討会議について

子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室は、各種会議を開催し、子どもの問題解決に向けた方針や対応策等を協議検討しています。

(1) 会議の流れ



(2) 開催状況

事例検討会議は合計43回開催しました。内訳は擁護委員会会議を21回、擁護委員調整を3回、相談員会議を19回開催しました(表15)。

事例検討会議	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
擁護委員会会議	2	2	2	2	1	1	2	2	2	1	2	2	21
擁護委員調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
相談員会議	3	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	0	19

表15:月別会議等開催状況

- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例
- ◆ 松本市子どもの権利に関する条例施行規則
- ◆ 令和4年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿
- ◆ 事務局

松本市子どもの権利に関する条例

平成25年3月15日

条例第5号

前文

わたしたちは、「すべての子どもにやさしいまち」をめざします。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に生まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報が得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、たとえ失敗しても再挑戦できるまち

子どもの権利は、子どもが成長するために欠くことのできない大切なものです。

日本は、世界の国々と子どもの権利に関して条約を結び、子どもがあらゆる差別を受けることなく、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、安心して生き、思いや願いが尊重されるなど、子どもにとって大切な権利を保障することを約束しています。

子どもは、生まれながらにして、一人の人間として尊重されるかけがえのない存在です。

子どもは、赤ちゃんのときから思いを表現し、生きる力をもっています。

子どもは、障がい、国籍、性別などにかかわらず、また、貧困、病気、不登校などどんな困難な状況にあっても、尊い存在として大切にされます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、虐待やいじめ、災害などから守られ、いのちを育み健やかに成長していくことができます。また、子どもは、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざまな場に参加することができます。

子どもは、自分の権利が大切にされるなかで、他の人の権利も考え、自他のいのちを尊び、子どもどうし、子どもとおとなのいい人間関係をつくるようになります。

おとなは、子どもの思いを受け止め、子どもの声に耳を傾け、子どもの成長と向き合います。おとなは、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いに力を合わせ、子どもの育ちを支援します。そして、おとなも、家庭や学校、地域などで子どもと共に歩むことができる

よう支援されます。

松本には、四季折々の豊かで美しい自然と子どもの育ちを支える地域のつながりがあり、ふるさと松本を愛する人たちがいます。そんな松本で、子どもの権利を保障し、すべての子どもにやさしいまちづくりをめざして、日本国憲法及び児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約など」といいます。)の理念をふまえ、ここに松本市子どもの権利に関する条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの健やかな育ちを支援し、子どもの権利を実現していくために、市やおとなの役割を明らかにするとともに、子どもにかかわるすべてのおとなが連携し、協働して、すべての子どもにやさしいまちづくりを進めることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例で「子ども」とは、松本市に住んでいたり、学んでいたり、活動をしていたりしている18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人も含みます。

2 この条例で「育ち学ぶ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

3 この条例で「保護者」とは、親や児童福祉法に定める里親その他親に代わり子どもを養育する人をいいます。

(市やおとなの役割)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成や健やかな成長の基礎となる大切な場であること、そして子育てに第一に責任を負うことを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者、管理者や職員(以下「育ち学ぶ施設関係者」といいます。)は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもが主体的に考え、学び、活動することができるよう支援を行い、子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、地域が子どもの育つ大切な場であることを認識し、子どもの健やかな成長を支援するよう努め、子どもの権利の保障に努めます。

- 5 市、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者（以下「市など」といいます。）は、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、お互いに連携し、協働して子どもの育ちを支援します。
- 6 市は、国、県その他の地方公共団体などと協力して子どもに関する施策を実施するとともに、保護者、育ち学ぶ施設関係者、市民、事業者がその役割を果たせるよう必要な支援に努めます。

第2章 子どもにとって大切な権利と普及

（大切な権利）

第4条 子どもは、子どもの権利条約などに定められている権利が保障されます。市などは、子どもが成長していくため、特に次に掲げる権利を大切にしていきます。

- （1） かけがえのない自分が大切に尊厳ある存在であることを実感でき、主体的に成長していくことができるよう支援されること。
- （2） 平和や安全が確保されるなかで、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けずに安心して生きていくことができること。
- （3） 自分の考えや意見が受け止められ、年齢や成熟に応じて尊重され、自分らしく生きていくことができること。
- （4） 遊びや学びや活動を通して仲間や人間関係づくりができ、また、適切な情報提供などの支援を受けて社会に参加することができること。

2 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重します。

（子どもの権利の普及と学習への支援）

第5条 市は、子どもの権利について、子どもにもわかりやすくその普及に努めます。

- 2 市は、育ち学ぶ施設や家庭、地域などにおいて、子どもが権利を学び、自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めます。
- 3 市は、育ち学ぶ施設関係者その他子どもにかかわる仕事や事業をするうえで関係のある人に対して子どもの権利についての理解を深めることができるよう研修の機会の提供などに努めます。
- 4 市は、市民が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めます。

（子どもの権利の日）

第6条 市は、子どもの権利について、子どもをはじめ市民の関心を高めるため、松本子どもの権利の日（以下「権利の日」といいます。）を設けます。

2 権利の日は、11月20日とします。

3 市は、権利の日にふさわしい事業を市民と連携し、協働して実施します。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障と子ども支援者の支援

(子どもの安全と安心)

第7条 子どもは、あらゆる差別や虐待、いじめなどを受けることなく、いのちが守られ、平和で安全な環境のもとで、安心して生きる権利が尊重されます。

2 市などは、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、これにこたえ、子どもが安心できる生活環境を守るよう努めます。

3 市などは、連携し、協働して差別や虐待、いじめなどの早期発見、適切な救済、回復のための支援に努めます。

(家庭における権利の保障と支援)

第8条 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市は、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるようお互いに連携し、協働して支援するよう努めます。

(育ち学ぶ施設における権利の保障と支援)

第9条 育ち学ぶ施設関係者は、育ち学ぶ施設において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市、育ち学ぶ施設の管理者や設置者は、その役割を認識し、施設の職員が適切な子ども支援ができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、保護者や市民に対して育ち学ぶ施設の運営などの情報提供を行い、お互いに連携し、協働して施設を運営するよう努めます。

(地域における権利の保障と支援)

第10条 市民は、地域において子どもの権利を保障していくために必要な支援を受けることができます。

2 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもを見守り、子どもが安全に安心して過ごすことができる地域づくりに努めます。

3 市は、市民が子どもの権利を保障するための活動に対して必要な支援に努めます。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第11条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会やしくみを設けるよう努めます。

2 市は、子どもが利用する施設の設置や運営さらには子どもにかかわることがらを検討するときなどは、子どもが考えや意見を自由に表明したり、参加したりすることができるよう必要な支援に努めます。

3 育ち学ぶ施設関係者や市民は、子どもが施設の運営又は地域での活動などについて考えや意見を表明し、参加できるよう機会の提供に努めるとともに、子どもの視点を大切にしたい主体的な活動を支援します。

4 市などは、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めます。

(情報の提供)

第12条 市や育ち学ぶ施設関係者は、子どもの意見表明や参加の促進を図るため、市の子ども施策や育ち学ぶ施設の取組みなどについて、子どもが理解を深められるよう子どもの視点に立った分かりやすい情報の提供に努めます。

(子どもの居場所)

第13条 市などは、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、活動したり文化にふれたりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めます。

(環境の保護)

第14条 市などは、豊かで美しい自然が子どもの育ちを支えるために大切であることを認識し、子どもと共にその環境を守り育てるよう努めます。

2 市などは、災害から子どもを守るために、日頃から防災や減災に努めるとともに、子どもが自分を守る力をつけることができるよう支援します。

第5章 子どもの相談・救済

(相談と救済)

第15条 子どもは、差別や虐待、いじめその他権利侵害を受けたとき、又は受けそうな状況に置かれたとき、その子ども自身が必要としている相談や救済を受けることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談や救済について、関係機関等と相互に連携し、協働するとともに、子どもとその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めます。

(子どもの権利擁護委員)

第16条 市は、子どもの権利侵害に対して、速やかで効果的な救済に取り組み、回復を支

援するために、松本市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を置きます。

2 擁護委員の定数は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利に関し、理解や優れた見識がある人のなかから、市長が委嘱します。

4 擁護委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の擁護委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

5 市は、擁護委員の職務を補佐するため、調査相談員を置きます。

（擁護委員の職務）

第17条 擁護委員の職務は、次のとおりとします。

（1）子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援を行います。

（2）子どもの権利の侵害にかかわる救済の申立てを受け、又は必要があるときには自らの判断で、子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告・是正要請、意見表明を行います。

（3）前号の勧告・是正要請や意見表明を受けてとられた措置の報告を求めます。

（公表）

第18条 擁護委員は、必要と認めるときは、勧告・是正要請、意見表明、措置の報告を公表することができます。

2 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長に報告するとともに、広く市民にも公表します。

（尊重と連携）

第19条 市の機関は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援します。

2 保護者、育ち学ぶ施設関係者や市民は、擁護委員の活動に協力するよう努めます。

3 擁護委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携し、協働します。

（勧告などの尊重）

第20条 勧告・是正要請や意見表明を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

第6章 子ども施策の推進と検証

（施策の推進）

第21条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を推進します。

2 市は、施策を推進するために必要な行政体制を整備します。

(推進計画)

第22条 市は、施策を推進するにあたり、子どもの状況を把握し、現状認識を共通にし、市などが連携し、協働できるよう子どもに関する資料をまとめ、検証するとともに、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するため、子どもの権利に関する推進計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

2 市は、推進計画をつくる際には、子どもをはじめ市民や、第23条に定める松本市子どもにやさしいまちづくり委員会の意見を聴きます。

3 市は、推進計画及びその進行状況について、広く市民に公表します。

(子どもにやさしいまちづくり委員会)

第23条 市は、子どもにやさしいまちづくりを総合的に、そして継続的に推進するとともに、この条例による施策の実施状況を検証するため、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)を置きます。

2 委員会の委員は、15人以内とします。

3 委員は、人権、健康、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識のある者や市民のなかから市長が委嘱します。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とします。なお、再任を妨げるものではありません。

(委員会の職務)

第24条 委員会は、市長の諮問を受けて、又は委員会の判断で、次のことについて調査や審議を行います。

(1) 推進計画に関すること。

(2) 子どもに関する施策の実施状況に関すること。

(3) その他子どもにやさしいまちづくりの推進に関すること。

2 委員会は、調査や審議を行うにあたって、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第25条 委員会は、調査や審議の結果を市長その他執行機関に報告し、提言します。

2 市長その他執行機関は、委員会からの報告や提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第26条 この条例で定めることがら以外に必要なことがらは、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第5章の規定は、別に市長が定めます。

(平成25年規則第28号で平成25年6月24日から施行)

(松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正します。

別表第2 予防接種健康被害調査委員会委員の項の次に次のように加えます。

子どもの権利擁護委員			10,000	
子どもにやさしいまちづくり委員会委員			7,100	5,000

松本市子どもの権利に関する条例施行規則

平成25年6月23日

規則第29号

改正 平成27年3月31日規則第7号

平成31年3月18日規則第30号

平成31年4月17日規則第61号

令和2年3月26日規則第45号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、松本市子どもの権利に関する条例(平成25年条例第5号。以下「条例」といいます。)の施行について必要な事項を定めることを目的とします。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によります。

第3条 条例第2条第1項に規定するこれらの人と等しく権利を認めることがふさわしい人とは、年齢が18歳又は19歳の人で、育ち学ぶ施設に通学し、通所し、又は入所しているものとします。

第2章 松本市子どもの権利擁護委員

(兼職などの禁止)

第4条 条例第16条第1項に規定する松本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができません。

2 擁護委員は、市と特別な利害関係にある法人その他の団体の役員と兼ねることができません。

3 擁護委員は、前2項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができません。

(守秘義務など)

第5条 擁護委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

(1) 工作上知ることができた秘密を漏らさないこと。擁護委員の職を離れた後も、同様とします。

(2) 申立人などの人権について十分に気を配ること。

(3) 取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(相談及び救済の申立て)

第6条 何人も、擁護委員に対して、市内に住所を有し、在勤し、又は在学する子どもの権利の侵害について、文書や口頭により、相談したり、救済の申立てをすることができます。

2 相談や救済の申立ての受付は、擁護委員又は調査相談員が行います。

(救済の申立書など)

第7条 救済の申立て(以下「申立て」といいます。)は、文書による場合は次のことを記載した子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書(様式第1号)を提出することにより、口頭による場合は次のことを述べることにより行うものとします。

(1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号

(2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、若しくは入所している施設又は勤務先の名称及び所在地

(3) 申立ての趣旨

(4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日

(5) 権利の侵害の内容

(6) 他の機関への相談などの状況

2 擁護委員又は調査相談員は、口頭による申立てがあったときは、前項のことを聴き取り、子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書(様式第2号)に記録しなければなりません。

(調査)

第8条 擁護委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて審議や調査をすることができます。ただし、その申立てが次のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りではありません。

(1) 救済の申立ての内容がいつわりである場合

(2) 擁護委員又は相談員の身分に関することである場合

(3) その他審議や調査の実施が不相当と認める場合

2 擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合において、条例第17条第1項第2号の規定により調査するときは、その子ども又は保護者の同意を得て調査しなければなりません。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、擁護委員がその必要がないと認めるときは、この限りではありません。

3 擁護委員は、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、理由を付して、申立人に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第3号)

により通知しなければなりません。

(調査の中止など)

第9条 擁護委員は、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を一時中止したり、打ち切ったりすることができます。

2 擁護委員は、調査を一時中止したり、打ち切ったりしたときは、理由を付して、申立人や前条第2項の同意を得た者(以下「申立人など」といいます。)に速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第4号)により通知しなければなりません。

(市の機関に対する調査など)

第10条 擁護委員は、市の機関に対して調査を開始するときは、あらかじめその機関に市の機関への通知書(様式第5号)により通知しなければなりません。

2 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関に資料の提出や説明を求めることができます。

3 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の回復にむけての調整(以下「調整」といいます。)をすることができます。

4 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第6号)により通知しなければなりません。

(市の機関以外のものに対する調査など)

第11条 擁護委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに資料の提出や説明について協力を求めることができます。

2 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、調整について市の機関以外のものに対し、協力を求めることができます。

3 擁護委員は、調査や調整の結果について、申立人などに速やかに子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書(様式第7号)により通知しなければなりません。

第3章 松本市子どもの権利相談室

(相談室の設置など)

第12条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、松本市子どもの権利相談室(以下「相談室」という。)を松本市大手3丁目8番13号に設置します。

(相談室の利用日、利用時間など)

第13条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとします。

利用日	利用時間
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び土曜日	午後1時から午後6時まで
金曜日	午後1時から午後8時まで

2 相談室の休室日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

（子どもの権利相談員）

第14条 相談室に条例第16条第5項に規定する調査相談員（以下「相談員」といいます。）を置きます。

2 相談員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とします。

3 相談員は、4人以内とし、市長が任用します。

4 相談員の任期は、1会計年度の範囲内とします。

5 前各号に定めるもののほか、第4条と第5条の規定は、相談員にも適用されます。

第4章 松本市子どもにやさしいまちづくり委員会

（会長及び副会長）

第15条 条例第23条第1項に規定する松本市子どもにやさしいまちづくり委員会（以下「委員会」といいます。）に会長と副会長各1人を置き、委員の互選により決めます。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その仕事を行います。

（会議）

第16条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決めます。

（庶務）

第17条 委員会の庶務は、こども部こども育成課において処理します。

第5章 雑則

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要なことは、市長が別に定めます。

附 則

この規則は、平成25年6月24日から施行します。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月18日規則第30号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月17日規則第61号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。

附 則（令和2年3月26日規則第45号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式は、当分の間、この規則による改正後の松本市子どもの権利に関する条例施行規則の規定による様式とみなす。様式第1号（第7条関係）

様式第1号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立書

年 月 日

(宛先)松本市子どもの権利擁護委員

(申立人)氏 名
年 齢 歳
住 所
電話番号
学校名等

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり子どもの権利の侵害にかかわる救済を申し立てます。

1	申立ての原因となる権利の侵害があった日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所	年 月 日 _____
2	救済を必要とする子どもと申立人との関係	
3	救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____	
4	他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無	
5	添付資料の有無 有(枚) ・ 無	
6	申立ての趣旨	
7	申立ての理由となった権利の侵害の内容	
8	備考	

様式第2号(第7条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める口頭申立記録書

第 号
年 月 日

(受け付けた者の自署) _____

1 口頭により申立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
2 申立ての原因となる権利の侵害があった日 _____ 年 月 日 申立ての原因となる権利の侵害があった場所 _____
3 救済を必要とする子どもと申立人との関係
4 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 歳 学校名等 _____ 住所 _____ 電話番号 _____
5 他の機関への相談・申立ての有無 有 ・ 無
6 添付資料の有無 有(枚) ・ 無
7 申立ての趣旨
8 申立ての理由となった権利の侵害の内容
9 備考

様式第3号(第8条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査を実施しない旨の通知
調査をしない理由
備考

様式第4号(第9条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項 調査の一時中止又は打切りの通知
調査の一時中止又は打切りの理由
備考

様式第5号(第10条関係)

市の機関への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査を開始する旨の通知
通知内容	
備考	

様式第6号(第10条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付で申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第10条第4項の規定により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

様式第7号(第11条関係)

子どもの権利の侵害にかかわる救済を求める申立人への通知書

年 月 日

様

松本市子どもの権利擁護委員

年 月 日付けで申立てのありました事項について、松本市子どもの権利に関する条例施行規則第11条第3項により、次のとおり通知します。

通知事項	調査や調整の結果に関する通知
調査や調整の結果の内容	
備考	

◆ 令和4年度 子どもの権利擁護委員・調査相談員 名簿

職 名	氏 名	就任年月日	職業等
子どもの権利 擁護委員	北川 和彦	平成25年7月17日	弁護士
	平林 優子	平成27年7月17日	大学教授
	石曾根 正勇	平成29年4月1日	教育関係者
室長 調査相談員	田中 有規子	令和2年4月1日	市会計年度職員
調査相談員	内川 光子	令和元年11月1日	市会計年度職員
	瀬畑 美香	令和2年4月1日	市会計年度職員
	坂上 由子	令和4年4月1日	市会計年度職員

◆ 事 務 局

松本市こども部こども育成課 こども政策担当

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所東庁舎別棟1階

電話:0263-34-3291

松本市子どもの権利擁護委員 松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

令和4(2022)年度活動報告書

令和5年9月 発行

発行:松本市子どもの権利擁護委員

松本市子どもの権利相談室「こころの鈴」

〒390-0874 松本市大手 3-8-13

松本市役所大手事務所 2 階

電 話:0263-36-2505

FAX:0263-34-3183

メール:kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp

相談用電話:0120-200-195

